

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 ０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

**早期償還条項付 他社株式転換条項付
デジタルクーポン 円貨建て債券の契約締結前交付書面**
(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式転換条項付 デジタルクーポン 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、対象銘柄の価格水準、金利水準の変化や発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。
- 早期償還された場合を除き、所定の観測期間中のいずれかの時点において、対象銘柄の後場終値が所定のロックイン水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象銘柄の価格に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び中途売却金額は対象銘柄の価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。
- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

本債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります

(価格変動リスク)

- 本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準及び対象銘柄の価格水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象銘柄の価格水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象銘柄の価格が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象銘柄の価格の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象銘柄の価格、円金利水準、対象銘柄の価格の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、これらの傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却できない可能性があります。
- 金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 本債券は、早期償還した場合を除き、所定の観測期間中のいずれかの時点において、対象銘柄の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象銘柄の価格に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、対象銘柄の発行体等について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があります。その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などに

は、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(流動性リスク・中途売却リスク)

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は対象銘柄の価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、二回目以降の利払日に支払われる利息については、対象銘柄の価格の水準により適用される利率が変動します。

(その他のご留意いただきたい事項)

本債券は、主に対象銘柄にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象銘柄の価格の水準によっては、債券というよりは対象銘柄を現物で購入するのと同等の経済効果を持つこととなります。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはいた
め、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券所有期間中に、対象銘柄の分配金等を得ることもできません。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 3 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 27 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご 連絡ください。

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ２千円から５万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2016 年 11 月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年6月14日満期
早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(マツダ株式会社)

— 売 出 人 —

株式会社SBI証券

(注) 発行会社は、平成 28 年 10 月 27 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2021 年 11 月 25 日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債」の売出しについて、また平成 28 年 10 月 31 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017 年 11 月 28 日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債 (野村ホールディングス株式会社)」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

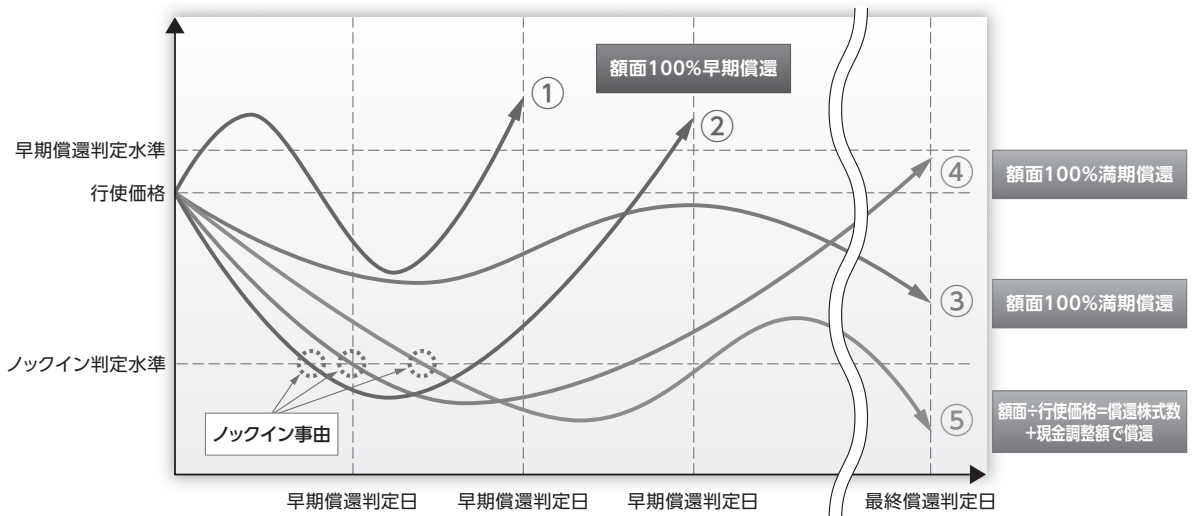
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「償還について」と題する書面及び「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 $\div$ 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. 2015年5月1日から2016年11月10日までの期間における各金融指標の最大値及び最小値

出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

	最大値(日付)	最小値(日付)	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	2,725.5円 (2015/06/05)	1,211.5円 (2016/07/08)	▲55.55%	
対象株式の株価の変動率	52.91% (2016/09/08)	28.06% (2015/06/24)		24.85%
円金利	0.16% (2015/05/07)	▲0.18% (2016/07/11)		0.34%

■下落率は、期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮しておりません。上昇幅は、最小値から最大値への上昇幅を示しております。

■対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。

■対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)は、ある期間の対象株式の株価の変動の度合いを表します。一般的に、変動が大きいほど変動率は大きい値に、変動が小さいほど変動率は小さい値となり、変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用します。

■円金利:期間2年の円金利スワップレートを記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

観察期間中の対象株式の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回り(ノックイン事由の発生)、最終償還判定日における対象株式の株価が行使価格を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることになります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1.で示した過去の市場データにおける対象株式の株価の下落率は▲55.55%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲55.55%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

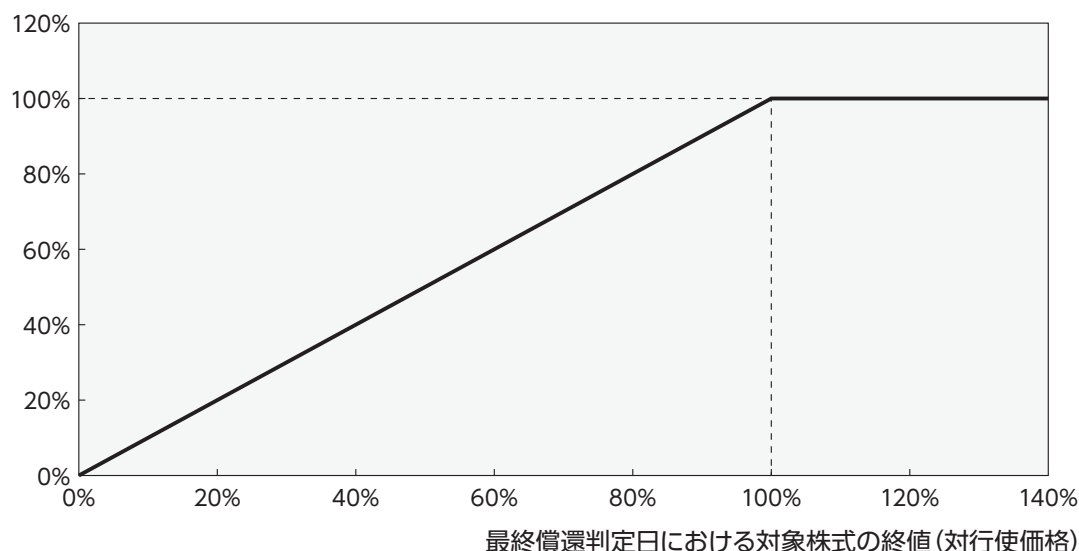
対象株式の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲55.55%	▲277,750	222,250
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



4. 流動性リスクについて

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、流動性(換金性)が低いため、お客様が売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には、その売却価格が当初購入価格を大きく下回り、著しい損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体(保証者を含む)の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があり、上記中途売却想定損失額を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

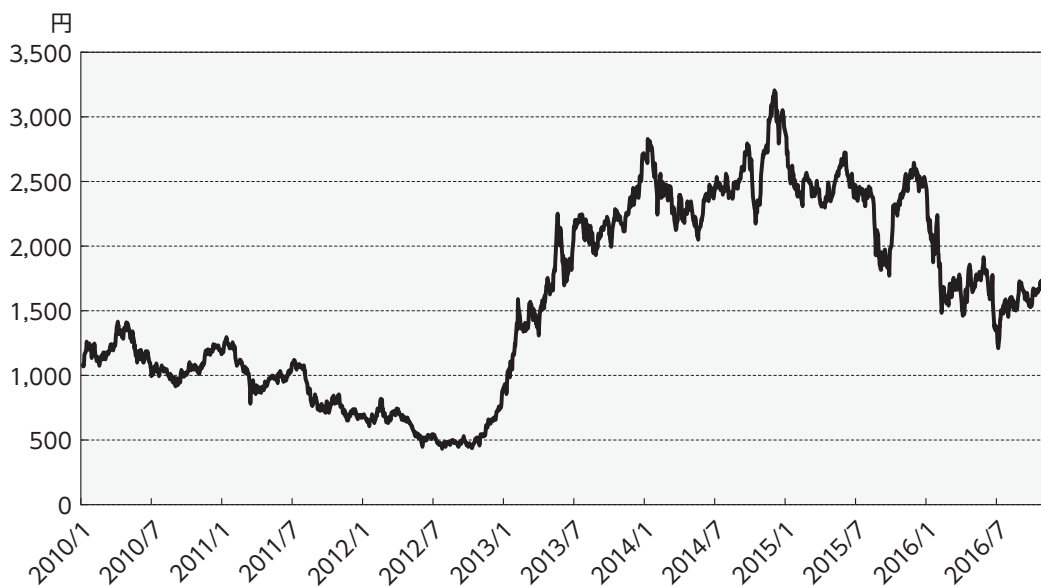
金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲55.55%	250,750円	▲49.85%	▲249,250円
対象株式の株価の変動率	上昇	+24.85%			
円金利	上昇	+0.34%			

- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2016年11月18日の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式 参考株価動向

マツダ株式会社(コード:7261 JT Equity)

参照期間:2010/1/4~2016/11/15



出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 27-外 22-53

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 28 年 11 月 22 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 田 中 貴 大
同 村 上 遼
同 佐 藤 尋 哉

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 250,000,000 円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 27 年 8 月 4 日
効力発生日	平成 27 年 8 月 12 日
有効期限	平成 29 年 8 月 11 日
発行登録番号	27-外 22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
27-外 22-1	平成 27 年 8 月 14 日	1,020,000,000 円	該当なし。	
27-外 22-2	平成 27 年 8 月 14 日	1,760,000,000 円		
27-外 22-3	平成 27 年 8 月 17 日	300,000,000 円		
27-外 22-4	平成 27 年 8 月 17 日	300,000,000 円		
27-外 22-5	平成 27 年 9 月 10 日	400,000,000 円		
27-外 22-6	平成 27 年 9 月 14 日	422,000,000 円		
27-外 22-7	平成 27 年 9 月 16 日	395,000,000 円		
27-外 22-8	平成 27 年 10 月 2 日	1,000,000,000 円		
27-外 22-9	平成 27 年 10 月 21 日	509,000,000 円		
27-外 22-10	平成 27 年 11 月 13 日	1,125,000,000 円		
27-外 22-11	平成 27 年 11 月 13 日	1,880,000,000 円		
27-外 22-12	平成 27 年 11 月 13 日	300,000,000 円		
27-外 22-13	平成 27 年 11 月 19 日	3,600,000,000 円		
27-外 22-14	平成 27 年 12 月 7 日	300,000,000 円		
27-外 22-15	平成 27 年 12 月 10 日	400,000,000 円		
27-外 22-16	平成 27 年 12 月 21 日	300,000,000 円		
27-外 22-17	平成 28 年 1 月 15 日	300,000,000 円		
27-外 22-18	平成 28 年 2 月 3 日	300,000,000 円		
27-外 22-19	平成 28 年 2 月 12 日	930,000,000 円		
27-外 22-20	平成 28 年 2 月 12 日	890,000,000 円		
27-外 22-21	平成 28 年 2 月 17 日	648,000,000 円		
27-外 22-22	平成 28 年 2 月 18 日	800,000,000 円		
27-外 22-23	平成 28 年 3 月 18 日	300,000,000 円		
27-外 22-24	平成 28 年 3 月 22 日	433,000,000 円		
27-外 22-25	平成 28 年 3 月 22 日	2,742,000,000 円		
27-外 22-26	平成 28 年 4 月 1 日	200,000,000 円		
27-外 22-27	平成 28 年 4 月 1 日	200,000,000 円		
27-外 22-28	平成 28 年 5 月 10 日	327,000,000 円		
27-外 22-29	平成 28 年 5 月 11 日	143,200,000 円		

27-外 22-30	平成 28 年 5 月 19 日	1,650,000,000 円		
27-外 22-31	平成 28 年 5 月 25 日	372,000,000 円		
27-外 22-32	平成 28 年 6 月 21 日	2,180,000,000 円		
27-外 22-33	平成 28 年 7 月 1 日	720,000,000 円		
27-外 22-34	平成 28 年 7 月 7 日	541,000,000 円		
27-外 22-35	平成 28 年 7 月 11 日	350,000,000 円		
27-外 22-36	平成 28 年 7 月 12 日	150,000,000 円		
27-外 22-37	平成 28 年 7 月 19 日	395,000,000 円		
27-外 22-38	平成 28 年 8 月 19 日	337,000,000 円		
27-外 22-39	平成 28 年 8 月 26 日	200,000,000 円		
27-外 22-40	平成 28 年 9 月 5 日	750,000,000 円		
27-外 22-41	平成 28 年 9 月 7 日	150,000,000 円		
27-外 22-42	平成 28 年 9 月 9 日	300,000,000 円		
27-外 22-43	平成 28 年 10 月 7 日	600,000,000 円		
27-外 22-44	平成 28 年 10 月 19 日	334,000,000 円		
27-外 22-45	平成 28 年 11 月 10 日	200,000,000 円		
27-外 22-46	平成 28 年 11 月 11 日	1,665,000,000 円		
27-外 22-47	平成 28 年 11 月 11 日	200,000,000 円		
27-外 22-48	平成 28 年 11 月 11 日	600,000,000 円		
27-外 22-49	平成 28 年 11 月 16 日	780,000,000 円		
27-外 22-50	平成 28 年 11 月 17 日	200,000,000 円		
27-外 22-51	平成 28 年 11 月 18 日	387,000,000 円		
27-外 22-52	平成 28 年 11 月 22 日	300,000,000 円		
実績合計額		35,585,200,000 円	減額総額	0 円

【残額】 964, 414, 800, 000 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	34
第二部 公開買付けに関する情報	35
第三部 参照情報	36
第 1 参照書類	36
1 有価証券報告書及びその添付書類	36
2 四半期報告書又は半期報告書	36
3 臨時報告書	36
4 外国会社報告書及びその補足書類	36
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 ..	36
6 外国会社臨時報告書	36
7 訂正報告書	36
第 2 参照書類の補完情報	36
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	36
第四部 保証会社等の情報	37
第 1 保証会社情報	37
第 2 保証会社以外の会社の情報	37
第 3 指数等の情報	38
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	39
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	40
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	78

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は
「計算代理人」
「バークレイズ・グループ」
「英国」又は「連合王国」
「円」又は「円貨」

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年6月14日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）（以下「本社債」という。） (注1)		
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	250,000,000円	売出価額の総額	250,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	500,000円
償還期限	2018年6月14日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（注2）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	額面金額に対して、 (1) 2016年12月14日（その日を含む。）から2017年3月14日（その日を含まない。）まで： 年10.00% (2) 2017年3月14日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）まで： 利率判定評価日（以下に定義される。）において観察された株価終値（以下に定義される。）により以下のとおり変動する。 (a) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準（以下に定義される。）以上の場合： 年 10.00% (b) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合： 年 0.50% 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。		
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘 要	(1) 利払日 利息は、（本社債が下記「2 売出しの条件、 <u>社債の要項の概要</u> 」に規定されるとおり期限前に償還されない限り）2016年12月14日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2017年3月14日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月14日、6月14日、9月14日及び12月14日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日		

	を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、円貨で後払いする。 利払日が営業日(以下に定義される。)でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」(以下に定義される。)により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。
(2) 信用格付	本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。
(3) その他	その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2016年6月24日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2016年12月13日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 各本社債の満期償還は、満期日において、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (1) 満期償還」に従い、額面金額の支払又は最終現物償還受領可能資産(以下に定義される。)の交付によりなされる。満期日前の償還については下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (2) 早期償還事由発生後の期限前償還」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び/又は調整」、「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (5) 違法性及び実行不能性」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人(以下において定義する。)、フランクフルト代理人(以下において定義する。))及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下において定義する。))及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。))兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。))兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ルクセンブルク)エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スウェーデンIPAとしてのスウェーデンIPAとしてのスウェーデン・ハンデルスバンケンA B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2016年5月31日付で締結されたマスター代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。))に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。))に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある条件決定補足書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。))及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。))の所持人(以下「利札所持人」という。))は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2016年5月31日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)(本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。))の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面50万円 につき50万円 (注1)	申込期間	2016年11月22日から 2016年12月13日まで
申込単位	額面50万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2)	受渡期日	2016年12月14日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2016年12月14日(以下「利息開始日」という。)(その日を含む。)から満期日(その日を含まない。)までの期間について、本社債が(以下に規定されるとおり) 期限前償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2017年3月14日(第1回利払日)(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの毎年3月14日、6月14日、9月14日及び12月14日(ロンドン時間)(以下「利払日」という。)に、利息開始日(その日を含む。)又は(場合により)直前の利払日(その日を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いされる。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間(利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。)における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)$$

360

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2016年12月14日（その日を含む。）から2017年3月14日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年10.00%とし、2017年3月14日に支払われる額面金額当たりの利息額は、90日分の利息額に相当する12,500円とする。
- (2) 2017年3月14日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
- (i) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準以上の場合、年10.00%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は12,500円とする。
- (ii) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合、年0.50%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は625円とする。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

ア 後記の規定に従い期限前に償還又は買入消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、額面金額につき以下に従って満期日に償還される。

- (i) ①ノックイン事由が発生しなかった場合、又は②ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格以上であった場合、各本社債は額面金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。
- (ii) ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満の場合、各本社債は対象株式数（以下に定義される。）及び日本円で支払われる残余現金額（以下に定義される。）（以下「最終現物償還受領可能資産」という。）の交付により償還される。

「対象株式数」 本取引所により定義される対象株式の取引に関する単元株数の、（額面金額／行使価格）以下の最大整数倍をいう。

「残余現金額」は、以下のとおり計算される。

$\{ (\text{額面金額} / \text{行使価格}) - \text{対象株式数} \} \times \text{最終価格}$

（0円を下限とし、1円未満を四捨五入する。）

イ 受渡障害事由

計算代理人の意見において、対象株式又はその一部の交付が、受渡障害事由が発生し満期日において継続していることを理由として、不可能若しくは実行不能である（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがある）場合、満期日は、かかる受渡障害事由が存在しない直後の関連決済日まで繰り下げられる。但し、以下の規定に従う。

- (i) 発行会社は、交付が不可能若しくは実行不能ではない（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがない）対象株式を交付する（又は自己に代わって交付されるよう手配する）よう努力する。
- (ii) 発行会社は、自己の選択する他の商業的に合理的な方法を用いて対象株式の一部又は全部を交付する（又は自己に代わって交付されるよう手配する）ことにより本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。この場合、満期日は、発行会社が当該他の商業的に合理的な方法による対象株式の交付に関連して適切とみなす日とする。

- (iii) 対象株式に関して、現物決済に代えて、また他の規定にかかわらず、発行会社は、障害現金決済日において自ら（又は自己の代わりに関連する支払を行うよう手配した者（自己の関連会社を含む。）をして）障害現金決済価格を当該本社債権者に対し支払うことにより、本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。

計算代理人は、可及的速やかに、本社債権者に対し、受渡障害事由が発生しており、いずれの場合も通知に記載する方法により（但し、本要項第3項に従う。）障害現金決済価格が支払われる旨を通知する。受渡障害事由の発生により対象株式の交付又は障害現金決済価格の支払が遅延した場合において、本社債権者は、追加金額を請求する権利を有せず、かかる遅延について発行会社、発行会社に代わって関連する交付を行うよう手配された者（発行会社の関連会社を含む。）及び／又は計算代理人は責任を負わない。

ウ 株式調整又は障害

(ア) 潜在的調整事由

発行会社は、潜在的調整事由が発生していることを、いつでも決定することができる。かかる発行会社による潜在的調整事由の決定の後、計算代理人は、当該潜在的調整事由が、対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合には、計算代理人は、(i) 当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を適切に反映するように計算代理人が決定する、本社債の行使、受渡、支払又は他の条件に関連する調整（以下「本件調整」という。）を行い、(ii) 本件調整の効力発生日を決定する。計算代理人は、オプション取引所が当該オプション取引所で取引される対象株式に関するオプションに対して行う当該潜在的調整事由に関する本件調整を参照して、適切な本件調整を決定することができる（但し、義務ではない。）。

潜在的調整事由発生後の本社債の要項の調整は、発行会社若しくはその関連会社、又は潜在的調整事由の結果として受領する対象株式若しくはその他の有価証券の引受け、取得若しくは受領につき責任を負う外国投資家により、又はこれらの者に代わって支払われるべき一切の公租公課、賦課金、手数料又は登録の経済的費用を考慮する。当該計算は、計算代理人により誠実に決定され実行される。

前記にかかわらず、発行会社は、代替的に、社債権者に通知した上で、計算代理人が潜在的調整事由につき本件調整を行うことの代わりとして、当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために、社債権者に対して一つ若しくは複数の追加の本社債（以下「調整事由に係る社債」という。）を交付すること及び／又は社債権者に対して現金による金額（以下「調整事由に係る金額」という。）を支払うことを選択することができる。発行会社が調整事由に係る社債の交付を選択した場合、かかる調整事由に係る社債は、本社債と同様の（又は実質的に同様の）計算代理人が決定する関連する条件にて発行される。発行会社は当該通知に、交付される本社債の数及び／又は支払われる現金の金額、並びにかかる交付及び／又は支払がなされる方法について記載する。

(イ) 合併事由

合併事由の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(ウ) 国有化、支払不能及び上場廃止

国有化、支払不能及び上場廃止の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(エ) 公開買付

公開買付の発生の後、発行会社は、その裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(オ) 障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引

日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、計算代理人は商業的に合理的な方法により、当該障害日がなければ当該8予定取引日後の日において実勢価格であったであろう対象株式の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を決定する。但し、関連する利払日、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

エ 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項（3）に従い行なわれうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行なう義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行なわないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、対象株式発行会社又はその対象株式に影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行なわれる際に、対象株式に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行なわれない場合、当該調整を行なわない権利を留保する。

発行会社は、可及的速やかに、調整及び当該調整が実施される日について通知し又は通知がなされるようにする。

オ 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、公告し又は公告がなされるようにしなければならない。但し、係る公告の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

(2) 早期償還事由発生後の期限前償還

早期償還評価日における株価終値が早期償還判定水準以上である場合、発行会社は、本要項第2項(1)イ及び第3項に従うことを条件として、社債権者に2営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「早期償還通知」という。）を行った上で、各本社債（の全部又は一部）を額面当たり50万円にて、早期償還日において、発生した利息を付して償還することができる。

疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間に適用される利息額は当該早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害、異常な市場障害及び支払不能の届出の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社課税事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は通貨障害事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は法の変更（本要項第16項に定義される。）及び／又はヘッジ障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は異常な市場障害（本要項第16項に定義される。）及び／又は支払不能の届出（本要項第16項に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

- (i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的效果であつて商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債のすべてを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（本要項第16項に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(5)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

(6) 対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2013年から2015年までの各年及び2015年12月から2016年11月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。

＜マツダ株式会社の株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2013年から2015年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2013年	2,720	855
2014年	3,208	2,055
2015年	2,848	1,775

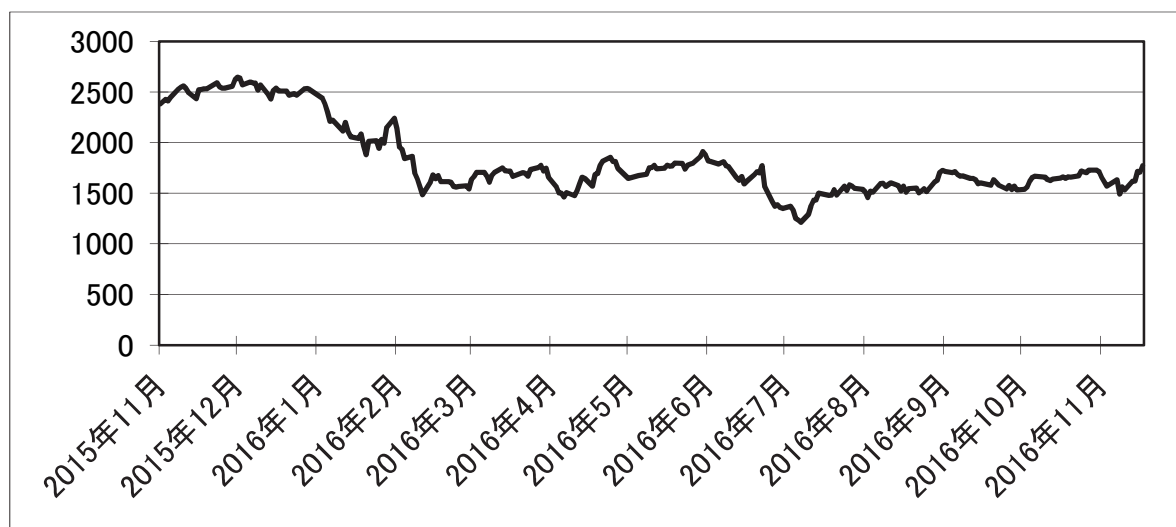
株価（単位：円、2015年12月から2016年11月の月次毎）

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2015年12月	2,645	2,431	2016年6月	1,880	1,359
2016年1月	2,439	1,879.5	2016年7月	1,583	1,211.5
2016年2月	2,239	1,486	2016年8月	1,705.5	1,455
2016年3月	1,776.5	1,542.5	2016年9月	1,724	1,531.5
2016年4月	1,853.5	1,463.5	2016年10月	1,729.5	1,539.5
2016年5月	1,911	1,647	2016年11月	1,773.5	1,492

（注）但し、2016年11月は2016年11月18日まで。2016年11月18日の対象株式の東京証券取引所における株価終値は1,773.5円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、対象株式の2015年11月2日から2016年11月18日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、対象株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。



3. 支払及び決済

(1) 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券、又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非

居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。)への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項(1)に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)(確定社債券の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)(確定社債の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を営んでいる土日以外の日該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び(該当する場合には)関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

(2) 決済

発行会社は、本要項第2項(1)イ及び本項の他の条項に従うことを条件として、関連する現物交付日において、各本社債に関しては、関連決済システムの規則に従い関連決済システムにおける当該本社債の口座に対して、またその他のすべての社債については当該社債権者が発行会社に対して受領可能資産交付指図書又は行使通知(適宜)において通知する口座に対して当該社債権者の費用及び危険負担にて、当該受領可能資産の交付を行う(又は自己に代わってかかる交付が行われるよう手配する)。社債権者が発行会社に対して、発行会社(直接又は発行会社が手配する者(発行会社の関連会社を含む。))を通じて)及び/又は関連決済システム(該当する場合)が必要とされている受領可能資産の交付を実施できるようにするために十分な指図を適時に行わない場合には、かかる交付の期日はそれに応じて延期される。発行会社及び関連決済システム(該当する場合)は、自身が受領した指図が十分なものであるか否か、及びかかる指図が特定の日における交付を可能とするのに適時に受領されているか否かを決定する。本要項第2項(1)イ及び本項(2)において、受領可能資産の「交付」とは、発行会社(又は発行会社に代わって関連する交付を実施するために発行会社が手配するその他の者(発行会社の関連会社を含む。))が当該受領可能資産の移転を行うために必要とされる手続の実施を意味し、「交付する」、「交付された」及び「交付が行われる」もそれに応じて解釈される。かかる手続が実施された後は、発行会社(又は発行会社に代わって関連する交付を実施するために発行会社が手配する者(発行会社の関連会社を含む。))は、決済システムの決済期間、登録機関の行為又は不作為、その他に起因するものであるかを問わず、受領可能資産の交付の遅延又は不履行につき責任を負わず、社債権者又はその他の者によ

る受領可能資産又はそれに対する権利の取得又は移転の合法性について責任を負わない。

受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が発行会社によって（又は発行会社に代わって）交付されることはない。同一の社債権者により同時に償還又は行使が行われる本社債は、交付されるべき受領可能資産の総額を決定するために合算される。但し、同一の社債権者に関する受領可能資産総額については、計算代理人が決定する方法により、当該参照資産又は受領可能資産のその他のコンポーネントの単位未満を切り捨てる。受領可能資産に、受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が含まれる場合には、当該社債権者は、かかる端数の代わりに、計算代理人が決定する現金による金額を受領する権利を有する。

当該コンポーネント及び受領可能資産に関する配当又は権利の基準日が当該現物交付日より前である場合には、社債権者は、当該受領可能資産のコンポーネントについて宣言若しくは支払が行われる配当を受領する権利、又は受領可能資産のコンポーネントに関連若しくは起因するその他の権利を受ける権利を有さない。

行使価格、租税、決済費用、又は社債権者により発行会社に対して支払われるべきその他の金額が、当該現物交付日の前に発行・支払代理人の銀行口座に（発行会社を受取人として）貸記されていない場合には、発行会社は、償還又は行使の対象の本社債につき、当該社債権者に対する受領可能資産の交付（又は自己に代わっての交付の手配）又は支払（その性質を問わない。）を行う義務を負わず、かかる本社債に関して交付された証券行使通知及び関連する受領可能資産交付指図書（該当する場合）はその後すべての目的において無効となる。

発行会社は、関連する現物交付日において当該受領可能資産を社債権者に交付する（又は自己に代わってかかる交付が行われるよう手配する）よう努める。社債権者が、受領可能資産の交付について、条件決定補足書に記載されているのと異なる場所又は方法にて実施されるよう要請した場合には、発行会社は、払戻しがなされない追加費用が発生しないことを条件として、受領可能資産をかかるところ及び／又は方法にて交付するよう努める（又は自己に代わってかかる交付が行われるよう手配する）ことができるが、これは義務ではない。発行会社は、以下の規定に従うことを条件として、関連する現物交付日において、社債権者に対する（若しくは社債権者宛ての）、又は社債権者が受領可能資産交付指図書において指定する銀行若しくは証券会社に対する、受領可能資産に関連する譲渡書類（参照資産がエクイティ・ユニットの場合には、当該エクイティ・ユニットに関する譲渡書類）の交付（又は自己に代わっての交付の手配）を行う。

すべての受領可能資産は、当該社債権者の危険負担により交付される。

(3) 決済条件

発行会社が、本社債に関して社債権者により充足されるべき決済条件が、決済が予定されていた当初の日付以前に充足されていないと判断した場合には、当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付は、決済条件のすべてが完全に充足される日付まで、期限が到来しない（かかる決済金額又は受領可能資産を以下「条件付決済金額」という。）。かかる遅延又は延期の結果として追加額の支払又は交付が行われることはない。

社債権者が充足すべき決済条件には、(a) 発行会社、発行・支払代理人及び／又は関連決済システムが社債権者に対して（又は社債権者に宛てて）必要な期間内に当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付（発行会社に代わっての支払又は交付を含む。）を実施するために必要とする一切の指図、証明及び情報を、発行会社、発行・支払代理人及び関連決済システム（適宜）が受領していること、(b) 租税及び決済費用並びに支払われるべきその他の金額（社債権者により支払われるべき行使価格を含むがこれに限らない。）の控除に関して適用される条件、(c) 本要項に従って適宜、適式に記入された行使通知、決済方法選択通知、受領可能資産交付指図書その他適用ある通知を預託していること、並びに (d) 関連する本社債の預託、呈示又は提出（適宜）が含まれるが、これらに限らない。

社債権者が充足すべき決済条件が、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現物償還日、期限前消却日、期限前現物消却日、実際の行使日又は自動的行使日又は現物交付日（適宜）から、計算代理人が決定する決済日数に相当する暦日数が経過した日（以下「社債決済締切日」という。）における、(i)（本社債が決済済み証券でない場合は）ロンドン時間午前10時、又は(ii)

ルクセンブルク若しくはブリュッセル時間午前10時、又は計算代理人が関連決済システムに関して適当と決定するその他の時刻までに充足されていない場合には、当該決済条件を充足することは不可能となる。社債決済締切日より、当該社債権者は、条件付決済金額の支払又は交付を受ける権利を有さず、それらに関して発行会社に対する請求権を有さない。

(4) 支払及び決済の延期

利息計算期間について支払われるべき利息、決済金額又は受領可能資産が評価日及び／又は平均化調整日を参照して決定される場合で、かかる評価日及び／又は平均化調整日が市場障害、価格障害又は関連する本要項若しくは条件決定補足書に記載のその他の障害の影響を受けているときは、かかる評価日及び／又は平均化調整日は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。評価日及び／又は平均化調整日の延期に関して、関連する利払日、満期日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現金消却日、早期現物償還日、早期現物消却日、期限前消却日、期限前現物消却日、行使現金決済日、行使現物決済日又は現物交付日（適宜）は、関連する本要項又は条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。発行会社が、かかる延期を理由に追加額の支払又は交付を行うことはない。

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利払は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利払に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利払を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利払が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。

- (c) 1986年米国内国歳入法の規定（配当、配当相当支払金、米国不動産に対する直接・間接の利息及び米国内国歳入法第1471条乃至第1474条（又はこれらを改正若しくは承継する条項）に関する規定を含むが、これらに限定されない。）により、又は米国内国歳入庁との合意に基づき、又は政府間協定の推進を目的として、かかる源泉徴収又は控除が要求される場合。
- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかると支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかると30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 無記名式確定社債券に関して、社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債はすべての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (c) 発行会社が交付の期日において、受領可能資産の交付をせず、かかる交付の不履行が、社債権者が発行会社にかかる不履行の通知を行ってから30暦日以内に治癒されない場合。但し、（Ⅰ）社債権者により充足されるべき決済条件が交付の期日において充足されていない場合、（Ⅱ）発行会社が本要項第2項(1)イに従って障害現金決済価格を支払うことを選択している場合、又は（Ⅲ）社債権者に通知がなされている場合には、本(c)により債務不履行事由が発生することはないものとする。

- (d) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (e) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われえない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。
この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。
この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利

率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き）無記名式確定社債券に関して、理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算はすべて、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。すべての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。すべての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、（明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて）かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面50万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「異常な市場障害」とは、

約定日（2016年11月15日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「受渡障害事由」とは、

計算代理人の意見において、発行会社が管理できない事由で、その結果、発行会社が対象株式を交付できないものをいう。

「営業日」とは、

(a) ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b) 関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「合併事由」とは、

対象株式に関する以下の事由をいう。

- ① 発行済の対象株式の20%以上を譲渡することになる、又は譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更。
- ② 対象株式発行会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換（対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式の20%未満の種類変更その他の変更となる新設合併若しくは吸収合併又は株式交換を除く。）。
- ③ 対象株式の20%以上（買付人が所有若しくは支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、又は譲渡を取消不能の形で確約することとなる、いずれかの法人による対象株式の公開買付、株式交換等の勧誘、提案又はその他の事由。
- ④ 対象株式発行会社又はその子会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換であって、対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式全部の種類変更その他の変更とはならず、当該合併又は株式交換直前の対象株式の株主が合併又は株式交換直後に保有する対象株式の総数（当該他法人が所有又は支配する対象株式を除く。）が、発行済対象株式総数の50%未満となるもの。

いずれの場合も、計算代理人が、当該事由が発生していることを決定する日は、満期日以前に限る。

「株価終値」とは、	ある評価日において、当該評価日の評価時刻現在の対象株式の価格をいう。
「観察期間」とは、	2016年12月14日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。
「関連会社」とは、	ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。
「関連決済システム」とは、	ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。
「関連決済日」とは、	予定取引日及び決済システム営業日をいう。
「期限前償還額」とは、	本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。疑義を避けるために付言すれば、当該金額に対する調整額を決定する際、計算代理人は、①発行会社又は（場合により）その関連会社がヘッジ・ポジションに基づき受けることとなる支払又は交付の金額及び時期、②ヘッジ・ポジションが流動性若しくは市場性の無い資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなり又はヘッジ・ポジションの取引相手にとってイン・ザ・マネーとなる可能性がある場合）を含むか否か、並びに③発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否か（但し、前記の要素に限らない。）を考慮に入れることができる。

「決済システム営業日」とは、	関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。
「決済済み証券」とは、	関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。
「決済通貨」とは、	円貨をいう。
「公開買付」とは、	法人又は自然人が対象株式発行会社の発行済株式総数の10%超100%未満（計算代理人が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他計算代理人が関連性を認める情報に基づき決定する。）を購入し、又は転換その他の方法により取得し、若しくは取得する権利を有することとなる、法人又は自然人による買収の申入れ（テイクオーバー・オファー）、株式公開買付の申入れ（テンダー・オファー）若しくは株式交換の申入れ（エクスチェンジ・オファー）又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由をいう。
「行使価格」とは、	当初価格の100.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「国有化」とは、	対象株式の全部又は対象株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、又はその他の態様により政府機関、行政当局若しくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。
「最終価格」とは、	最終評価日における株価終値をいう。
「最終評価日」とは、	満期日の5予定取引日前の日をいう。
「先物又はオプション取引所」とは、	対象株式に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。
「市場障害事由」とは、	以下の事由が発生又は存在していることをいう。 ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害 ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害 ③ 計算代理人が重大であると決定する早期終了
「支払不能」とは、	対象株式発行会社の任意若しくは強制的清算、破産、支払不能、解散、終了若しくは整理又は対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、①対象株式全部について管財人、清算人若しくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、又は②対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合、又は③対象株式発行会社が、解散、終了若しくは消滅（場合による。）した場合をいう。

「支払不能の届出」とは、

支払不能若しくは破産の宣告、若しくは破産法、支払不能法若しくは債権者の権利に影響を与える他の類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続を、対象株式発行会社が提起し、若しくは対象株式発行会社の設立地若しくは本店所在地の法域において対象株式発行会社に対して支払不能、再生手続若しくは規制に関する主たる管轄権を有する規制当局、監督当局その他これらに類似の職務を有する者によってかかる手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは対象株式発行会社がかかる手続に同意すること、又は対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てを対象株式発行会社が自ら提出し若しくは上記の規制当局、監督当局若しくは類似の職務を有する者によりかかる申立てが提出され、若しくは対象株式発行会社がかかる申立てに同意すること、又は対象株式発行会社が、対象株式発行会社の解散若しくは終了に関する決議を可決し若しくは通知を公表すること、又は対象株式発行会社によって支払不能若しくは破産の宣告若しくは破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づく他の何らかの救済を求める手続が対象株式発行会社に対して提起され、若しくは、債権者によって対象株式発行会社の整理若しくは清算の申立てが提出され、かつ、各場合について、当該提起若しくは提出の15日以内に、当該手続が棄却、取消、延期若しくは制限されないことをいう。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害現金決済価格」とは、

本社債の市場価値の比例按分額として決定される、決済通貨建ての額面金額（受領可能資産を構成する参照資産の全部ではなく一部が本要項第2項(1)イ及び／又は第3項(2)に基づいて適式に交付済みである場合、当該参照資産の価額を考慮に入れる。）をいう。かかる金額は、計算代理人が適当と判断する要素を参照して決定される。かかる要素には、①当該時点における、適式に交付されている受領可能資産を構成する参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「障害現金決済日」とは、

障害現金決済価格の支払を選択する旨の通知を行なった日から5関連決済日後の日又はその他当該通知に記載する日をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場障害事由が生じている予定取引日をいう。

「上場廃止」とは、

対象株式について、対象株式が本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場、取引又は公開値付けされないこととなり、又はされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所若しくは相場表示システムにすぐには再上場、再取引又は再値付けされない旨を当該本取引所が、当該本取引所の規則に従い発表することをいう。疑義を避けるために付言すれば、本取引所が米国に所在する場合で、対象株式がニューヨーク証券取引所、NYSE MKT LLC、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット又はナスダック・グローバル・マーケット（又はこれらの承継者）のいずれにおいてもすぐには再上場、再取引又は再値付けされない場合も上場廃止に該当する。なお、対象株式がかかる取引所又は相場表示システムにおいて直ちに再上場、再取引又は再値付けされる場合は、その取引所又は相場表示システムが「本取引所」とみなされる。

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかの事由又は対象株式発行会社による以下のいずれかに関する条件の公表をいう。

- ① 対象株式の分割、併合若しくは種類変更（合併事由を除く。）、又は既存株主に対する無償発行、資本組入れ発行。
- ② 対象株式の現存株主に対する(A)追加の対象株式の分配、発行若しくは配当、(B)対象株式を保有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有価証券の分配、発行若しくは配当、(C)会社分割等の理由により対象株式発行会社が取得若しくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行会社の株式若しくはその他の有価証券の分配、発行若しくは配当、又は(D)その他の有価証券、新株購入権若しくは新株予約権若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- ③ 対象株式1株当たりの金額が、特別配当として特徴付けられるべきであると計算代理人が決定した場合。
- ④ 全額払い込まれていない対象株式に関する対象株式発行会社による払込催告。
- ⑤ その原資が利益から又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象株式発行会社又はその子会社による対象株式の買戻し。
- ⑥ 対象株式発行会社に関して、一定の事由の発生時に優先株式、ワラント、債務証券又は新株引受権をその市場価値を下回る価格で

分配することを定めるライツプラン又は敵対的買収防衛策に基づき、対象株式発行会社の普通株式又はその他の資本株式から何らかの株主権利が分配され、又は分離されることとなる事由。但し、当該事由の結果行われた調整は、当該権利の消却時に再調整されるものとする。

⑦ 対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

「早期終了」とは、

取引所営業日において予定終了時前に当該本取引所が取引を終了することをいう。但し、本取引所が、①当該取引所営業日における本取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還事由」とは、

早期償還評価日における株価終値が、早期償還判定水準以上である場合をいう。

「早期償還判定水準」とは、

当初価格の105.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「早期償還評価日」とは、

2017年3月14日の利払日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利払日の5予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、

関連する早期償還評価日の直後の利払日をいう。

「対象株式」又は「参照資産」とは、

対象株式発行会社の普通株式をいう（ロイター銘柄コード：7261.T）。

「対象株式発行会社」とは、

マツダ株式会社をいう。

「単元株数」とは、

100株の対象株式の単元株数をいう。但し、本取引所により決定される対象株式の単元株数の変更に従う。

「通貨障害事由」とは、

任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社が裁量により判断するものをいう。

「当初価格」とは、

2016年12月14日（以下「当初価格決定日」という。）現在の株価終値をいう。

「取引障害」とは、

本取引所における対象株式に関して、本取引所の値幅制限を超える株価変動その他の理由により、本取引所その他による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を超える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。

「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「取引所障害」とは、	市場参加者が一般に本取引所において対象株式の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。
「ノックイン事由」とは、	観察期間中のいずれかの予定取引日において、株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。
「ノックイン判定水準」とは、	当初価格の70.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「発行会社課税事由」とは、	英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日（2016年11月15日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。
「評価時刻」とは、	(i) 市場障害事由が発生しているか否かを決定する目的においては、関連する当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。 (ii) その他のあらゆる状況においては、関連する取引所によって対象株式の公式の終値が公表される時刻をいう。
「評価日」とは、	①当初価格の決定に関しては当初価格決定日、②利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関する利率判定評価日、③早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④満期償還額又は最終現物償還受領可能資産の決定に関しては、（ノックイン事由が発生した場合における最終価格については）最終評価日及び（ノックイン事由が発生しているか否かの決定については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。なお、かかる日が予定取引日でない場合、直後の予定取引日を評価日とする。
「ヘッジ障害」とは、	発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A) 関連するシリーズに関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B) かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収、受領、還流、移転若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、

発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「法の変更」とは、

本社債の約定日（2016年11月15日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「本取引所」とは、

東京証券取引所その承継者、又は対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「予定終了時」とは、

本取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

「予定評価日」とは、

障害日を生じさせた事由の発生がなければ評価日となるべきであった元の日をいう。

「利率判定水準」とは、

当初価格の85.00%（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「利率判定評価日」とは、

関連する利払日の5予定取引日前をいう。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するために最近導入された、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連するすべての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当し

ないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 報告要件

英国歳入税関庁は、特定の状況において情報を取得する権限を有する。英国歳入税関庁は、本社債から生じた支払を受ける（又は受ける権利を有する）者、（別の者から受領したか又は別の者を代理して）かかる支払を行う者、利息の支払又は計上を行うか又は仲介する者、その他の者を代理して本社債の取引（本社債の発行を含む。）を実行するか又はかかる取引の当事者となる者、本社債の取引に関する登録機関又は管理機関、及び本社債の登録又は記名された各所持人を含む者から、情報を取得することができる。英国歳入税関庁が取得可能な情報には、本社債の実質所有者の詳細、本社債がその者のために保有されている者又は支払を受けることとなる者の詳細（及び、複数名の場合にはそれぞれの者の持分）、本社債の取引に関する情報及び文書、並びに英国内で受領又は留保される金員に対して支払われるか又は計上される利息について、かかる利息に関連する本社債の識別情報が含まれる。

特定の状況においては、英国歳入税関庁が上記の権限を利用して取得した情報は、他の法域の税務当局との間で交換される場合がある。

(3) 国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(a)、(b)及び(c)のすべての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

(i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。

(ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと。

(iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されてない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

(i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。

(ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。

(iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。

(iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

(i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。

(ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は(場合によっては)払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証書システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 欧州連合の租税

金融取引税（以下「FTT」という。）案

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア及びスロバキア（以下「参加加盟国」という。）における共通FTTに関する指令案（以下「委員会案」という。）を公表した。但し、エストニアはその後不参加を表明した。

委員会案は、非常に広範であり、実施された場合、特定の状況において、本社債に関する特定の取引（流通市場取引を含む。）に適用される可能性がある。欧州委員会規則第1287/2006号第5(c)条に言及される発行市場取引は、適用を除外される見込みである。

委員会案によると、FTTは、特定の状況において、参加加盟国の国内・国外のいずれの者にも適用される可能性がある。一般的には、FTTは、当事者のうち少なくとも1者が金融機関であり、少なくとも1者が参加加盟国において設立された場合に、本社債に関する特定の取引に適用される。金融機関は、(a)参加加盟国において設立された者と取引を行うことにより、又は(b)取引の対象となる金融商品が参加加盟国において発行された場合を含む広範な状況において、参加加盟国において「設立された」金融機関となるか又はそのようにみなされる。

但し、FTT案は、依然として参加加盟国間における交渉を要し、かかる税金の範囲及び施行については不明確である。さらなるEU加盟国が参加を決定する可能性もある。

本社債の見込み所持人においては、FTTについて各自で専門家の助言を受けるべきである。

3. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように、社債の償還時において、社債が対象株式に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象株式のような株式に交換される社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度又は

申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税及び復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

- (iii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、日本国の居住者が本社債の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該株式の終値に交付される株式の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、償還差損益に係る課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。

- (iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

- (v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息及び償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

- (vi) 本社債の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達37の10・37の11共-9により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資をすることが適当か否かを判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。なお、本リスク要因中に使用される用語の定義については上記「社債の要項の概要 16. 定義」を参照のこと。

元本リスク

各本社債の満期における償還は、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合、最終現物償還受領可能資産の交付をもって行われる。かかる場合、本社債について満期日に受領される財産的価値（以下「満期償還価値」という。）は、対象株式の株価により直接影響を受け、したがって、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還において、上記「元本リスク」記載のとおり、本社債の満期償還価値が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、

対象株式の株価が本社債発行後上昇したとしても、本社債の満期償還は額面金額（元本）の償還と利息の支払によって行われるので、投資家は対象株式の株価の上昇分を享受することができない。したがって、本社債への投資は、対象株式に直接投資した場合に比べ、投資利回りが低くなる可能性もある。

利率変動リスク

本社債の利率は、2017年3月14日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2017年6月14日以降の各利払日に支払われる利息については、株価終値の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.50%となる。

早期償還による再投資リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

株式償還リスク

各本社債の満期償還は、最終現物償還受領可能資産の交付により行われる場合があるが、発行会社は本社債の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在保有していない。発行会社は、当該株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より必要な株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本社債の償還に支障が生じることもあり得る。また、市場障害事由又は受渡障害事由の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

調整事由等による調整

本社債の存続期間中、当初価格、行使価格、ロックイン判定水準、早期償還判定水準、利率判定水準及び／又は対象株式数等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

配当

各本社債の償還が最終現物償還受領可能資産の交付によりなされた場合においても、その交付前に発生した対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本社債の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りと異なる。

発行会社及び対象株式発行会社の信用リスク

本社債の利息及び償還金額の支払は発行会社の義務となっている。したがって、発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。また、各本社債の償還は最終現物償還受領可能資産の交付により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

対象株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出人及びユーロ市場における引受人は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、対象株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人ならびに日本国における売出しに関連する売出人は、売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社及び売出人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の中途売却価格は、対象株式の株価、発行会社の財務状況、一般市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還前の本社債の価値及び中途売却価格は、償還前の本社債の価値及び中途売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。但し、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 対象株式の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、対象株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

④ 金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

⑤ 本社債の発行会社及び対象株式発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社及び対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本社債の発行会社及び対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

⑥ 発行会社の財務・信用状況

発行会社の経営・財務・信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

対象株式の株価に影響を与える市場活動

計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、対象株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、その影響を通じて、行使価格、満期償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

課税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記の「課税上の取扱い 3. 日本国の租税」の項を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(発行会社のような) パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」）は、金融機関及び投資会社並びにその子会社及び一定の持株会社の再建並びに破綻処理に関するEU規模の体制について定めている。BRRD（バイルイン・ツールを含む。）は、FCA及びPRAの関連規則の大多数とともに、英国において2015年1月に施行された。負債に関するバイルインの契約上の認識について定めたPRAの最終規則は、2016年1月1日に発効した。BRRDが定める大多数の要件（バイルイン・ツールを含む。）は、2009年英国銀行法（その後の改正を含む。）（「英国銀行法」）の修正によって施行された。バイルイン・ツールに関するより詳しい情報については、下記の「英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してバイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。」の項目を参照のこと。

英国銀行法に基づき、多数の英国当局には、英国の銀行又は投資会社及びその一定の関連会社に関し、同じグループに属する銀行又は投資会社が破綻する又は破綻の可能性があると判断される場合において広範な措置を実行できるよう大きな権限が付与されている。発行会社に関連してこれらの措置が実行されることにより、本社債の価値が重大な悪影響を受ける可能性がある。

英国銀行法に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、（発行会社のような）英国の銀行又は投資会社及び「銀行グループ会社」の定義を満たすこれらの一定の関連会社（現時点で発行会社を含む。）（それぞれを該当する事業体という。）に関して、破綻処理の条件が満たされると英国の破綻処理当局が確信する状況において、英国の破綻処理当局は、破綻処理措置を実行することができる。かかる破綻処理の条件には、英国の銀行又は投資会社が、2000年金融サービス・市場法（「FSMA」）における、（FSMAセクション55Bに定められる）特定の規制対象活動を継続する権限の付与に関する最低条件を満たしていないか、満たさなくなる可能性があること、又は、EEA加盟国若しくは第三国の金融機関若しくは投資会社である英国の銀行グループ会社の場合、破綻処理の条件が満たされると当該EEA加盟国又は第三国の関連当局が確信することが含まれる。

SRRは、5つの安定化に関するオプションからなる。すなわち、(a) 該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門への譲渡、(b) 該当する事業体の事業の全部又は一部の、イングランド銀行が設立した「承継銀行」への譲渡、(c) 英国財務省又はイングランド銀行が完全又は部分的に所有する資産管理機関への譲渡、(d) バイルイン・ツール（以下に説明する。）及び(e) 一時的な国有化である。

また、英国銀行法は、該当する事業体について破産及び行政に関する2つの新たな手続を定めている。これに付随して英国の破綻処理当局に付与されている権限には、特定の状況において契約上の取り決めを変更する権限（本社債の要項の変更を含む場合もある。）、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある執行又は解除権を差し止める権限、及び英国銀行法に基づく権限を有効に行使することができるように（場合によっては遡及的効力をもって）英国の法律を適用しない若しくは修正する権限が含まれる。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する英国の破綻処理当局によってベイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本社債の価値に重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

SRRは発行会社が破産手続前の段階で発動されるよう策定された制度であり、本社債の保有者は、英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のベイルイン権限を含む。）の行使を予測することができない可能性がある。

安定化に関するオプションは、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。安定化に関するオプションの目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表されたEBAのガイドラインは金融機関が破綻している、あるいは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、英国の破綻処理当局が、発行会社及び/又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。英国の破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による破綻処理権限（英国のベイルイン権限を含む。）の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、非常に制限される可能性がある。

本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が破綻処理権限（英国のベイルイン権限を含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

英国の破綻処理当局は発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールを行使することができ、その結果として、本社債の保有者は投資の一部又は全額を失うこととなる可能性がある。

ベイルイン・ツールの行使に関する法令上の条件が満たされている場合、英国の破綻処理当局は、本社債の保有者の承諾を得ることなく当該権限を行使することが予想される。発行会社及び本社債に関してベイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息又はその他の金額の全部又は一部が削減され、あるいは本社債が発行会社若しくはその他の者の株式、その他の証券若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の要項がその他の修正若しくは変更可能性がある。

英国銀行法は、資本要求指令（CRD）IVに基づく資本調達手段の優先順位を反映するとともに、その他通常の破産手続における債権の優先順位に従って、ベイルイン・ツールが適用されるべき順序を定めている。また、ベイル

イン・ツールには、株主及び債権者が該当する事業体の通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けないようにするための明示的な保障手段（いわゆる「清算価値保障」）が含まれている。

発行会社及び本社債に関するベイルイン・ツールの行使又は当該行使の提案は、本社債の保有者の権利、本社債に対する投資の価格又は価値、及び／又は発行会社の本社債に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を与える可能性があり、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。さらに、破綻処理措置が講じられた後に行われた評価に従い「清算価値保障」に基づく補償の請求が行われた場合でも、本社債の保有者が破綻処理によって被った損害の全額に相当する補償が行われる可能性は低く、本社債の保有者が当該補償を迅速に受けられるという保証もない。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、発行会社が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、発行会社の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

BRRDの要求する改正の1つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。（i）第一に、金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（保証された預金）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、（ii）第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他すべての預金（その他優先預金）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、EU預金保険指令（2015年7月までに国内法として施行予定）は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、保証される預金の種類及び額を拡大するものである。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む発行会社のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、英国のベイルイン・ツールが英国の破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、発行会社のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

信用格付機関による発行会社の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。欧州の銀行及び銀行グループに対する暗黙の政府支援の水準に関して信用格付機関の見解に変更があった場合、格付の引き下げにつながる可能性がある。

発行会社に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、発行者の戦略及び経営能力、発行者の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、発行者の主要市場における競争及び経済の状況、発行者が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。

発行会社が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、あるいは信用格付機関が発行会社の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、あるいはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（あるいは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して発行会社の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2015年度（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

平成28年6月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2016年度中（自平成28年1月1日 至平成28年6月30日）

平成28年9月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

マツダ株式会社の情報

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 対象株式発行会社の名称及び住所

マツダ株式会社

広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 理由

マツダ株式会社は対象株式発行会社であり、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合には、各本社債は最終現物償還受領可能資産の交付により償還される。さらに、本社債に関して、2017年3月14日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される利率及び本社債に関して早期償還事由が発生しているか否かは、対象株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成28年11月11日現在）：	599,875,479株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	単元株式数は100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第150期）（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

平成28年6月29日 関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第151期第2四半期）（自平成28年7月1日 至平成28年9月30日）

平成28年11月11日 関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月1日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月29日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

上記ハ、(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成28年8月22日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
マツダ株式会社 本店	広島県安芸郡府中町新地3番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 バークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
マーク・マーソン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成27年8月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成 26 年 6 月 24 日 (発行日) の募集)

バークレイズ・バンク・ピーエルシー第6回円貨社債(2014)

券面総額又は振替社債の総額

150 億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

2016 年 10 月 27 日、パークレイズ・ピーエルシーは 2016 年度第 3 四半期決算報告書を発表しました。以下は同文書からの抜粋です。

以下において、「パークレイズ」または「当グループ」とはパークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社をいいます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は、パークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることと、それにより両社の資金調達の構造が異なることによって生じるものです。

業績ハイライト

グローバル規模を備えた環大西洋コンシューマー、コーポレート、インベストメント・バンク
年初来、戦略は順調に進展し、良好な成果を上げています

コア部門リターン	コア部門は好調に推移し、税引前利益は 48 億 9,800 万ポンドと 4%増加し、特記事項の影響を除いたコア部門有形株主資本利益率(RoTE)¹は 10.7%に
ノンコア部門の整理	- ノンコア事業の売却は大きく進展し、2017 年のノンコア部門の閉鎖に向けて引き続き順調に推移 - 為替変動の悪影響にもかかわらず、リスク調整後資産を 100 億ポンド削減し、440 億ポンドに 2016 年度第 3 四半期にパークレイズ・リスク・アナリティクス・アンド・インデックス・ソリューションズ・リミテッドの売却を完了し、税引前利益 5 億 3,500 万ポンドを計上
普通株式 Tier 1(CET1) 資本比率	- 内部の資本の伸びは高かったものの、英国退職基金(UKRF)確定給付型年金の欠損および2016年9月に終了した9か月間の英国顧客への補償に係る引当金繰入10億ポンドの影響により、CET1 資本比率は11.6%に - 最終的な資本要件の達成に向けて順調に進展
コア部門費用	- コア部門の費用を 128 億ポンド(為替変動の影響の調整後)とする 2016 年目標²の達成に向けて順調に進展。2016 年度下半期の平均レートを 1 ポンド=1.30 米ドルとすると 130 億ポンドに相当 - 所有不動産資産の圧縮を進め、2016 年度第 3 四半期にパークレイズ・インターナショナルでリストラ費用 1 億 5,000 万ポンドを計上。今後もコスト基盤は構造的に減少
パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)の持分削減	2016 年 5 月に 1 回目の 12.2%の持分の売却を完了。これによる CET1 資本比率の改善効果は約 10 ベーシス・ポイント 2~3 年以内に規制上の非連結化の実現に向けて引き続き順調に進展
持株会社への移行	- 持株会社による 109 億ポンド相当の起債案件を進め、事業会社による 74 億ポンド相当の資本および債務の買戻しまたは繰上償還を実施 2016 年度第 3 四半期に 2016 年度に入り 2 回目となる 7 億 5,000 万米ドルの優先株式償還と 6 億ポンド相当の債務整理を実施

コア部門は好調に推移し、基礎的な有形株主資本利益率は 2 桁を確保

- コア部門税引前利益は、コンシューマーおよびホールセール顧客、地域、商品が持つ多様性、英ポンドに対する米ドルとユーロの上昇によって 4%増加し、48 億 9,800 万ポンドとなりました。
- 平均有形株主資本が 400 億ポンドに増加(2015 年度第 3 四半期累計: 360 億ポンド)したことを受け、特記事項の影響を除いたコア RoTE は 10.7%(2015 年度第 3 四半期累計: 12.9%)、特記事項の影響を除いた基本的 1 株当たり利益は 19.4 ペンス(2015 年度第 3 四半期累計: 21.3 ペンス)となりました。
- 特記事項の影響を除き、パークレイズ UK の RoTE は 20.0%と好調でした(2015 年度第 3 四半期累計: 23.2%)。純利ざやハパークレイカード・コンシューマーUK のインターチェンジ(売上交換)手数料収入の減少と経営陣によるカード・ポートフォリオ減損モデルの見直しの一過性の影響に伴う信用に関する減損費用の増加により相殺されたものの、顧客預り金残高の増加により 7 ベーシス・ポイント上昇し、3.63%となりました。
- 特記事項の影響を除き、パークレイズ・インターナショナルの RoTE は 10.5%(2015 年度第 3 四半期累計: 11.5%)と 2 桁となりました。コンシューマー、カード&決済商品が大きく伸び、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)の業績も特に 2016 年度第 3 四半期に好調でした。
- グループの税引前利益は、ノンコア部門の税引前損失が資産圧縮の加速に伴い 33%増加し、19 億 9,800 万ポンドとなったため、10%減少し、29 億ポンドとなりました。
- グループの RoTE は 4.4%に低下しました(2015 年度第 3 四半期累計: 5.8%)。
- 当四半期の 1 株当たり正味有形資産価額は、為替換算再評価差額の良好な動きや当期の利益により一部相殺されたものの、UKRF 確定給付年金純資産が 1 億ポンドの余剰から 11 億ポンドの不足に転じたこと、英国顧客への補償に係る引当金を 6 億ポンド繰入れしたことにより、287 ペンスにやや減少しました(2016 年 6 月: 289 ペンス)。

グループ最高責任者のジェームズ・E・ステイリーは次のように述べています。

「当グループの戦略的優先事項は、これまでどおり、コア事業の強化、できる限り速やかなパークレイズ・ノンコアの閉鎖、規制上の非連結化が可能な水準へのパークレイズ・アフリカ持分の削減、コア・ノンコア両部門のコストの削減、過去の不適切な問題への対処、最終的な資本要件の達成です。

総合すると、当第 3 四半期はこれらの課題が着実に進展しました。コア部門は好調に推移しており、ノンコア部門の圧縮は閉鎖に向けて最終段階に近づきつつあります。また、コスト管理は順調であり、資本基盤は堅固で、最終的な状態に着地できるという自信の強い根拠となっています。

戦略目標の達成に向けた動きが加速していることは、パークレイズ再構築の完了の見通しを楽観視できることを意味します。一大西洋をまたがる、より簡素なコンシューマー、コーポレート、インベストメント・バンクからなる、持続可能な質の高いリターンを株主に還元できる銀行に再編します。当四半期の実績で、こうした目標に向かって、更に重要な一歩を踏み出していることを確認していただけたと思います。」

¹ 特記事項の影響を除いた基礎的な実績を意味しています。コア部門の特記事項の税引前純損失は、3 ページに記載されている通り、4 億 6,500 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 6 億 9,300 万ポンド)でした。

² 目標には訴訟および特定行為に係る費用は含まれていません。

業績ハイライト

当グループの業績(9ヵ月)

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 ヶ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 ヶ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益合計	16,459	17,592	(6)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,720)	(1,208)	(42)
営業収益純額	14,739	16,384	(10)
営業費用	(10,753)	(10,176)	(6)
訴訟および特定行為	(1,266)	(2,665)	52
営業費用合計	(12,019)	(12,841)	6
その他の収益／(費用)純額	180	(322)	
税引前利益	2,900	3,221	(10)
税金	(1,043)	(985)	(6)
継続事業に係る税引後利益	1,857	2,236	(17)
非継続事業に係る税引後利益 ¹	520	525	(1)
継続事業に係る非支配持分	(255)	(247)	(3)
非継続事業に係る非支配持分 ¹	(280)	(248)	(13)
その他の株主 ²	(318)	(238)	(34)
株主帰属利益	1,524	2,028	(25)

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率 ²	4.4%	5.8%
平均有形株主資本(億ポンド)	490	480
収益に対する費用の比率	73%	73%
貸倒率(ベース・ポイント)	48	35
基本的 1 株当たり利益 ²	9.6 ペンス	12.4 ペンス
1 株当たり配当金	1.0 ペンス	3.0 ペンス

貸借対照表および資本管理

	2016 年 9 月 30 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
1 株当たりの正味有形純資産価額	287 ペンス	289 ペンス	275 ペンス
普通株式 Tier 1 比率	11.6%	11.6%	11.4%
普通株式 Tier 1 資本	432 億ポンド	424 億ポンド	407 億ポンド
リスク調整後資産	3,730 億ポンド	3,660 億ポンド	3,580 億ポンド
レバレッジ比率	4.2%	4.2%	4.5%
完全施行ベースの Tier 1 資本	499 億ポンド	479 億ポンド	462 億ポンド
レバレッジ・エクスポージャー	11,850 億ポンド	11,550 億ポンド	10,280 億ポンド

資金調達および流動性

グループ余剰流動性	1,570 億ポンド	1,490 億ポンド	1,450 億ポンド
推計 CRD IV 流動性カバレッジ比率	125%	124%	133%
預貸率 ³	85%	85%	86%

¹ 非継続事業であるアフリカ・バンキングに関する詳細情報については 15 ページをご参照下さい。

² その他の株主に帰属する税引後利益 3 億 1,800 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 2 億 3,800 万ポンド)は、剰余金に計上する税額控除 8,900 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 4,800 万ポンド)によって相殺されます。相殺後残高である 2 億 2,900 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 1 億 9,000 万ポンド)は、非支配持分(NCI)とともに、1 株当たり利益および平均有形株主資本利益率の計算に際して税引後利益から控除されています。

³ 預貸率はパークレイズ UK、コンシューマー、カード&決済事業、コーポレート、ノンコア・リテールに係るものです。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよびノンコアの業績 (9 カ月)	パークレイズ・コア			パークレイズ・ノンコア		
	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	増減率 (%)	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	増減率 (%)
	(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)	
保険金控除後の収益合計	17,204	16,912	2	(745)	680	
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,645)	(1,106)	(49)	(75)	(102)	26
営業収益／(費用)純額	15,559	15,806	(2)	(820)	578	
営業費用	(9,585)	(8,773)	(9)	(1,168)	(1,403)	17
訴訟および特定行為	(1,071)	(2,254)	52	(195)	(411)	53
営業費用合計	(10,656)	(11,027)	3	(1,363)	(1,814)	25
その他の(費用)／収益純額	(5)	(55)	91	185	(267)	
税引前利益／(損失)	4,898	4,724	4	(1,998)	(1,503)	(33)
税金(費用)／還付	(1,703)	(1,387)	(23)	660	402	64
税引後利益／(損失)	3,195	3,337	(4)	(1,338)	(1,101)	(22)
非支配持分	(221)	(185)	(19)	(35)	(62)	44
その他の株主	(273)	(191)	(43)	(45)	(47)	4
株主帰属利益／(損失)¹	2,701	2,961	(9)	(1,418)	(1,210)	(17)

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	9.1%	11.0%		
平均割当有形株主資本(億ポンド) ¹	400	360	80	110
期末割当株主資本(億ポンド) ¹	410	380	70	100
収益に対する費用の比率	62%	65%	n/m	n/m
貸倒率(ベース・ポイント)	53	37	16	21
基本的 1 株当たり利益／(損失)への寄与	16.5 ペンス	18.0 ペンス	(8.3 ペンス)	(7.2 ペンス)

資本管理

	2016 年 9 月 30 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在	2016 年 9 月 30 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
リスク調整後資産 ¹	3,300 億ポンド	3,200 億ポンド	3,040 億ポンド	440 億ポンド	470 億ポンド	540 億ポンド
レバレッジ・エクスポージャー ¹	10,650 億ポンド	10,210 億ポンド	8,790 億ポンド	1,200 億ポンド	1,340 億ポンド	1,490 億ポンド

特記事項(9 カ月)

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
当グループ自身の信用度に関連する(損失)／利益	(80)	605	-	-
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	615	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	496	-	-
英国顧客への補償に係る引当金	(1,000)	(1,257)	-	(65)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	(869)	-	(201)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	429	-	-
スペインおよびポルトガル事業の売却に係る損失	-	(97)	-	(222)
特記事項合計	(465)	(693)	-	(488)

特記事項の影響を除けば、コア部門の平均有形株主資本利益率は 10.7%(2015 年度第 3 四半期累計: 12.9%)、基本的 1 株当たり利益は 19.4 ペンス(2015 年度第 3 四半期累計: 21.3 ペンス)でした。

特記事項の影響を除けば、ノンコア部門の基本的 1 株当たり損失は 8.3 ペンス(2015 年度第 3 四半期累計: 5.1 ペンス)でした。

¹ 非継続事業であるアフリカ・バンキングに関する株主帰属利益はグループ・レベルでのみ表示されています。割当有形株主資本、リスク調整後資産およびレバレッジ・エクスポージャーは、コア部門である本社に含まれています。

業績ハイライト

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 ヶ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 ヶ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
事業部門別収益			
パークレイズ UK	5,689	5,509	3
パークレイズ・インターナショナル	11,403	10,779	6
本社	112	624	(82)
パークレイズ・コア	17,204	16,912	2
パークレイズ・ノンコア	(745)	680	
パークレイズ・グループ	16,459	17,592	(6)
事業部門別税引前利益／(損失)			
パークレイズ UK	1,155	1,432	(19)
パークレイズ・インターナショナル	3,838	3,016	27
本社	(95)	276	
パークレイズ・コア	4,898	4,724	4
パークレイズ・ノンコア	(1,998)	(1,503)	(33)
パークレイズ・グループ	2,900	3,221	(10)

グループ財務担当取締役のレビュー

2016 年 9 月に終了した 9 カ月間の業績はパークレイズが備えるコンシューマーとホールセールからなる顧客構成、地域、商品の多様性の効果とそれに関連する英ポンドに対する米ドルとユーロの上昇の好影響を反映したものでした。

コア部門は好調で、平均有形株主資本の増加を反映し、特記事項の影響を除いた RoTE は 2 桁となりました。ノンコア部門では 2017 年の閉鎖に向け、資産圧縮を引き続き順調に進めています。最終的な資本要件の達成に向けた資本比率の改善については、資本の拡大と、所有不動産資産の圧縮、米ドル建優先株式の償還など、増益につながる施策との間でバランスを取りながら、着実に進展しています。コア部門の収益はコスト以上に伸びました。グループの構造的コスト基盤の削減を継続し、最終的にグループの収益に対する費用の比率を 60%未満とすることを目標としています。

グループの業績

- 税引前利益は 10%減少し、29 億ポンドとなりました。グループの業績はコア部門の好調な業績によるものですが、ノンコア部門の圧縮の加速によって、19 億 9,800 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 15 億 300 万ポンド)の税引前損失となりました。英国顧客への補償に係る引当金 10 億ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 13 億 2,200 万ポンド)、収益にはプラスの影響を及ぼしたものの減損費用と営業費用にマイナスの影響を及ぼした、英ポンドに対する米ドルおよびユーロの平均レートの上昇の影響を受けました。
- 平均有形株主資本利益率は 4.4%(2015 年度第 3 四半期累計: 5.8%)、基本的 1 株当たり利益は 9.6 ペンスでした(2015 年度第 3 四半期累計: 12.4 ペンス)。
- 保険金控除後の収益合計は 6%減少し、164 億 5,900 万ポンドとなりました。ノンコア部門の収益は資産圧縮の加速に伴い、14 億 2,500 万ポンド減少し、7 億 4,500 万ポンドの純費用となりましたが、コア部門の収益は 2%増加し、172 億 400 万ポンドとなりました。
- 延滞率は概ね安定していましたが、信用に関する減損費用が 42%増加し、17 億 2,000 万ポンドとなりました。これは主として、経営陣による英国および米国のカード・ポートフォリオ減損モデルの見直しに伴い 2016 年度第 3 四半期に発生した一過性の費用 3 億 2,000 万ポンドをによるものです。また、2016 年度第 1 四半期に石油およびガス・セクターのカウンターパーティに関連するものを中心とする複数のシングルネームのエクスポージャーの減損費用が発生しました。これらの結果、貸倒率は 13 ベーシス・ポイント上昇し、48 ベーシス・ポイントとなりました。
- 営業費用合計は 6%減少し、120 億 1,900 万ポンドとなりました。戦略的コスト削減プログラムによるコスト削減と訴訟および特定行為に係る費用の減少を反映しています。営業費用には、パークレイズ・インターナショナルが 2016 年度第 3 四半期に計上した不動産資産圧縮に関連する費用 1 億 5,000 万ポンドが含まれます。これは今後、コスト削減効果を生むこととなります。また、構造改革プログラムに関連する費用の増加、コンシューマー、カード&決済事業の持続的な拡大、前年度に計上した確定退職給付負債の一部に係る評価益 4 億 2,900 万ポンドが当期間に発生しなかったことも反映しています。
- 税引前利益に対する実効税率は 36.0%に上昇しました(2015 年度第 3 四半期累計: 30.6%)。損金不算入引当金繰入の増加ならびに 2016 年 1 月に新たに導入された銀行の英国における利益に対する 8%の法人付加税の影響を主に反映しています。
- 継続事業に係る税引後利益は 17%減少し、18 億 5,700 万ポンドとなりました。アフリカ・バンキングの非継続事業に係る税引後利益は 1%減少し、5 億 2,000 万ポンドとなりました。
- 2016 年 9 月に終了した 9 カ月間の特記事項は 4 億 6,500 万ポンドの税引前純損失となりました(2015 年度第 3 四半期累計: 11 億 8,100 万ポンド)。特記事項は、英国顧客への補償に係る引当金 10 億ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 13 億 2,200 万ポンド)、ピザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益 6 億 1,500 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: ゼロポンド)、当グループ自身の信用度に関連する損失 8,000 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 6 億 500 万ポンドの利益)でした。

以下の業績に関する記述は全て、特記事項を除く基礎的要素に基づいています。

コア部門の業績

- 英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の効果を含め、税引前利益は 1%減少し、53 億 6,300 万ポンドとなりました。パークレイズ UK、パークレイズ・インターナショナルともに堅調に推移し、収益がコスト以上に増加し、収益に対する費用の比率が 58%に改善(2015 年度第 3 四半期累計: 59%)したことを反映しています。
- コア部門はノンコア部門の資本の再配分に伴い、平均有形株主資本が 400 億ポンドに増加し(2015 年度第 3 四半期累計: 360 億ポンド)、10.7%の RoTE を生み出しました(2015 年度第 3 四半期累計: 12.9%)。
- 収益合計は 5%増加し、166 億 6,900 万ポンドとなりました。パークレイズ UK の収益は 1%増加し、55 億 3,800 万ポンド、パークレイズ・インターナショナルの収益は 6%増加し、109 億 3,900 万ポンドとなり、CIB、コンシューマー、カード&決済事業ともに増収となりました。
- 信用に関する減損費用は 49%増加して 16 億 4,500 万ポンドとなり、貸倒率は 16 ベーシス・ポイント上昇して 53 ベーシス・ポイントとなりました。経営陣による英国および米国のカード・ポートフォリオの減損モデルの見直しにより、2016 年度第 3 四半期に一過性の費用として 3 億 2,000 万ポンドを計上したことが主な要因です。
- 営業費用合計は 3%増加し、96 億 5,600 万ポンドとなりました。訴訟および特定行為に係る費用を除き、為替変動の影響を調整すると、2016 年度のコア部門費用は計画の 128 億ポンドの達成に向けて引き続き順調に進展しています。2016 年度下半期の平均レートを 1 ポンド=1.30 米ドルとすると、130 億ポンドになります。

グループ財務担当取締役のレビュー

パークレイズ UK

- RoTE は 20.0%でした(2015 年度第 3 四半期累計: 23.2%)。収益に対する費用の比率が 51%に改善した一方(2015 年度第 3 四半期累計: 52%)で信用に関する減損費用が増加し、税引前利益が 8%減少し、20 億 400 万ポンドとなったためです。
- 収益合計は残高の着実な増加とプライシングの規律維持により、1%増加し、55 億 3,800 万ポンドとなりました。
 - パーソナル・バンキングの収益はモーゲージの利ざやへの圧力により一部相殺されたものの、預金利ざやの改善と残高の増加を反映して 2%増加し、28 億 2,800 万ポンドとなりました。
 - パークレイカード・コンシューマーUK の収益は、残高の増加と 2016 年度第 3 四半期の債務売却益の計上により一部相殺されたものの、2015 年 12 月に全面実施となった欧州仲介手数料規制の影響を受けて 3%減少し、15 億 1,500 万ポンドとなりました。
 - ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング(WEBB)の収益は、投資家の取引意欲の低下とウェルス業務の運用資産の減少により一部相殺されたものの、預金の増加を反映し、1%増加し、11 億 9,500 万ポンドとなりました。
 - 利息収入純額は 2%増加し、45 億 4,600 万ポンドとなりました。モーゲージの利ざや低下により一部相殺されたものの、預金残高の増加と預金のプライシングの取り組みを反映しています。純利ざやはパーソナル・バンキングの預金利ざやの上昇および 2016 年度第 3 四半期の財務活動からの収益増加を反映して 7 ベーシス・ポイント上昇し、3.63%となりました。
- 信用に関する減損費用は経営陣によるカード・ポートフォリオの減損モデルの見直しに伴い 2016 年度第 3 四半期に発生した一過性の費用、2 億ポンドを主因に 47%増加し、7 億 1,600 万ポンドとなりました。この費用を除けば、減損トレンドは引き続き概ね安定しており、カード・ポートフォリオの 30 日および 90 日以上延滞率は前年同期と比べて改善し、それぞれ 2.0%(2015 年度第 3 四半期累計: 2.2%)、1.0%(2015 年度第 3 四半期累計: 1.1%)となりました。
- 営業費用合計は 1%減少し、28 億 1,700 万ポンドとなりました。構造改革プログラムの実施コストの増加により一部相殺されたものの、戦略的コスト・プログラムによる費用削減効果を反映しています。

パークレイズ・インターナショナル

- RoTE は 10.5%(2015 年度第 3 四半期累計: 11.5%)でした。内訳は、コンシューマー、カード&決済事業の RoTE が 21.3%(2015 年度第 3 四半期累計: 19.9%)、CIB の RoTE が 8.7%(2015 年度第 3 四半期累計: 10.3%)でした。
- 税引前利益は 2%減少し、33 億 7,400 万ポンドとなりました。コンシューマー、カード&決済事業の高い伸び、CIB の良好な決算に加え、英ポンドに対する米ドルとユーロの平均レートの上昇の効果もあったものの、それ以上に減損費用が増加したことを反映しています。
- コンシューマー、カード&決済事業の収益は 21%増の 29 億 3,700 万ポンド、CIB の収益は 2%増の 80 億 200 万ポンドとなり、収益合計は 6%増加し、109 億 3,900 万ポンドとなりました。
 - マーケットツ業務の収益は 4%増加し、41 億 300 万ポンドとなりました。クレジットの収益はフィクストインカム・クレジット・フロー業務の好調な業績を受けて 47%増の 9 億 2,400 万ポンド、株式の収益はビジネス・モデルの簡素化により 13%減の 13 億 8,000 万ポンド、マクロの収益は 2016 年度第 3 四半期も引き続き好調であったこと、さらに英国の EU 離脱の是非を問う国民投票終了後の取引活動の増加を受けて 4%増の 17 億 9,900 万ポンドとなりました。
 - バンキング業務の収益は 1%減少し、38 億 9,500 万ポンドとなりました。バンキング手数料収入は債券引受手数料およびフィナンシャルアドバイザー手数料の増加により 7%増の 17 億 4,700 万ポンド、コーポレートの貸付収益はヘッジ収益の減少により 15%減の 8 億 9,200 万ポンド、トランザクション・バンキングの収益は預金残高および決済件数の増加を受けて 1%増の 12 億 5,600 万ポンドとなりました。
 - コンシューマー、カード&決済事業の収益は、ポートフォリオ取得効果を含めたパークレイカード米国、パークレイカード・ドイツ、パークレイカード・ビジネス・ソリューションズ、ウェルス・インターナショナル事業が持続的に成長したことから 21%増加し、29 億 3,700 万ポンドとなりました。
 - 利息収入純額は 2016 年度第 3 四半期の財務活動からの収益も含め、8%増加して 34 億 6,600 万ポンドとなり、純利ざや¹はパークレイカード米国の利付貸付金の伸びにより 4.89%に上昇しました(2015 年度第 3 四半期累計: 4.56%)。
- 信用に関する減損費用は 50%増加し、9 億 2,900 万ポンドとなりました。
 - CIB の減損費用は石油およびガス・セクターのカウンターパーティに関連するものを中心とする第 1 四半期の複数のシングルネームのエクスポージャーの減損を主因に 47%増加し、1 億 7,000 万ポンドとなりました。
 - コンシューマー、カード&決済事業の減損費用は受取債権の増加と経営陣によるカード・ポートフォリオの減損モデルの見直しに伴い 2016 年度第 3 四半期に発生した一過性の費用 1 億 2,000 万ポンドにより 51%増加し、7 億 5,900 万ポンドとなりました。この費用を除くと、米国カードの減損トレンドは前年同期と比べて緩やかに上昇し、30 日および 90 日以上延滞率はそれぞれ 2.4%(2015 年度第 3 四半期累計: 2.1%)、1.1%(2015 年度第 3 四半期累計: 1.0%)となりました。
- 営業費用合計は 6%増加し、66 億 6,300 万ポンドとなりました。
 - CIB の営業費用は 7%増加し、53 億 3,700 万ポンドとなりました。これには、2016 年度第 3 四半期の所有不動産資産の圧縮に係る費用 1 億 5,000 万ポンドを含むリストラ費用の増加と、主に 2016 年 7 月 1 日付の米国中間持株会社の設立に係る構造改革プログラム実施コストの増加が含まれます。これらの増加は訴訟および特定行為に係る費用の減少により一部相殺されました。
 - コンシューマー、カード&決済事業の営業費用は持続的な事業の拡大を受けて 4%増加し、13 億 2,600 万ポンドとなりました。

¹ インベストメント・バンキング業務関連の残高を除きます。

グループ財務担当取締役のレビュー

本社

- 税引前損失は財務活動の収益純額の増加と営業費用に含まれる構造改革実施コストの減少を反映し、1,500万ポンドとなりました(2015年度第3四半期累計: 2億300万ポンド)。

ノンコアの業績

- ノンコア部門の資産圧縮は引き続き順調で、2016年9月までの9ヵ月間のリスク調整後資産は100億ポンド減少し、440億ポンドとなりました。英ポンドに対する米ドルおよびユーロの上昇の影響があったものの、デリバティブが50億ポンド、ポルトガルのリテールおよび保険事業、イタリアのバンキング支店網の売却の完了など、証券および貸付金が30億ポンドそれぞれ減少したことによります。
- 事業の売却は順調に進捗しており、2016年度第3四半期には以下が完了しました。
 - パークレイズ・リスク・アナリティクス・アンド・インデックス・ソリューションズの売却を完了し、税引前利益5億3,500万ポンドをその他の収益純額に計上しました。
 - イタリアのリテール・バンキング支店網の売却が完了し、ノンコアのリスク調整後資産が6億ポンド減少しました。
- 基礎的税引前損失は19億9,800万ポンドに増加しました(2015年度第3四半期累計: 10億1,500万ポンド)。
- 保険金控除後の収益合計は教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)ポートフォリオに係る公正価値評価損4億3,600万ポンド(2015年度第3四半期累計: 2億300万ポンド)を含め、14億2,500万ポンド減少し、7億4,500万ポンドの純費用となりました。
 - 事業部門の収益はパークレイズ・ウェルスの米州事業、欧州リテール事業、英国担保付貸付事業の売却完了に伴う減収の影響を主因に3億5,200万ポンド減少し、5億5,800万ポンドとなりました。
 - 証券および貸付金の収益は6億4,400万ポンド減少し、7億9,900万ポンドの純費用となりました。ESHLAポートフォリオに係る公正価値評価損、2016年度第2四半期のESHLA向け貸付金のレンダー・オプション・ボロワー・オプション条項付きへの条件変更による影響、2015年度第1四半期に計上した訴訟関連の9,100万ポンドの引当金戻入が当期間に発生しなかったこと、過去のイベントメント・バンキング業務からの撤退が主な要因です。
 - デリバティブの収益は、主にポートフォリオ圧縮コストを反映して4億2,900万ポンド減少し、5億400万ポンドの純費用となりました。
- 信用に関する減損費用は欧州における減損費用の減少により26%改善し、7,500万ポンドとなりました。
- 営業費用合計は、リストラ費用の増加によって一部相殺されたものの、事業からの撤退に伴うコスト削減を反映し、12%改善して13億6,300万ポンドとなりました。
- 為替の動向にもよりますが、リスク調整後資産を約200億ポンドとし、ノンコア部門を2017年に閉鎖する方針に変更はありません。

グループの資本およびレバレッジ

- CRD IV 完全施行ベースのCET1資本比率は11.6%に上昇しました(2015年12月: 11.4%)。CET1資本が24億ポンド増加し432億ポンド、リスク調整後資産が150億ポンド増加し3,730億ポンドとなったことを反映しています。
 - CET1資本の増加は、主に特記事項の影響の吸収後の堅調な当期の利益18億ポンドによるものです。好影響をもたらした他の要因には、英ポンドに対する全主要通貨の上昇を受けた為替換算再評価差額が含まれます。
 - これはUKRF確定給付年金スキームが積立不足に転じたことで一部相殺されました。UKRFスキームは2015年12月時点の8億ポンドの余剰から11億ポンドの不足に転じ、CET1資本比率を30ペーシス・ポイント悪化させました。ダブルA社債スプレッドの縮小と英国債利回りの低下により、負債価額に適用する割引率が151ペーシス・ポイント低下し、2.31%となったことが背景です。
 - リスク調整後資産の増加は、英ポンドに対する米ドル、ユーロ、南アフリカ・ランドの上昇の影響がノンコアのリスク調整後資産の減少を上回ったことが主因です。
- 主に貸付金合計およびその他資産においてレバレッジ・エクスポージャーが15%増加し、1兆1,850億ポンドとなったこと、および英ポンドに対する米ドルとユーロの上昇の影響から、レバレッジ比率は4.2%(2015年12月: 4.5%)に低下しました。2016年度第3四半期の15億ポンドの追加的Tier 1(AT1)資本の発行を含め、完全施行ベースのCET1資本は38億ポンド増加し、499億ポンドとなりました。
- 1株当たり正味有形純資産価額は当期の利益と剰余金純額の良好な動きを受け、287ペンスに増加しました(2015年12月: 275ペンス)。

グループ財務担当取締役のレビュー

グループの資金調達および流動性

- 当グループは引き続き 2016 年 9 月までの 9 ヶ月間に、内部および規制上の要件を上回る流動性を維持しました。余剰流動性は 1,570 億ポンドとなりました(2015 年 12 月: 1,450 億ポンド)。増加は他の通貨に対する英ポンドの下落と追加流動性を供給するための短期資金調達の拡大を受けたものです。流動性カバレッジ比率(LCR)は 125%でした(2015 年 12 月: 133%)。これは 310 億ポンドの余剰に相当します(2015 年 12 月: 370 億ポンド)。
- ホールセールの資金調達残高(レポ取引を除く)は 2016 年 9 月現在で 1,590 億ポンドでした(2015 年 12 月: 1,420 億ポンド)。増加は他の通貨に対する英ポンドの下落、持株会社による起債、追加流動性を供給するための短期資金調達の拡大によるものです。当グループは 2016 年 9 月までの 9 ヶ月間に資本取引およびシニア無担保債により持株会社から 109 億ポンドを調達しました。うち、74 億ポンドは公募シニア無担保債、8 億ポンドは私募シニア無担保債、27 億ポンドは資本性商品でした。同期間にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本性商品およびシニア無担保債 74 億ポンドを買い戻し、または繰上償還しました。

その他の事項

- 支払保障保険(PPI)に関連する英国顧客への補償に係る引当金 10 億ポンドの追加繰入れを 2016 年 9 月までの 9 ヶ月間に計上しました(2015 年度第 3 四半期累計: 13 億 2,200 万ポンド)。主に進行中の是正プログラムに関連するコストの最新の見積もりを反映し、2016 年度第 2 四半期に 4 億ポンド、また、金融行為監督機構(FCA)が 2016 年 8 月 2 日に公表した協議報告書 16/20 で提案した請求期限の変更の影響に関する現時点での見積もりを反映し、2016 年度第 3 四半期に 6 億ポンドを計上しました。FCA の提案は引き続き協議に諮られますが、当グループではこれに関連し、引当金水準の適切性の検証を続けてまいります。2016 年 9 月現在、PPI に関連する引当金の残高は 23 億ポンド(2015 年 12 月: 21 億ポンド)となっています。
- パークレイズは 2016 年度第 2 四半期に、利率 7.75%の第 4 回非累積型繰上償還可能米ドル建優先株式 11 億 5,000 万米ドルを償還しました。また、2016 年度第 3 四半期に、利率 6.625%の第 2 回非累積型繰上償還可能米ドル建優先株式 7 億 5,000 万米ドルを償還しました。これらの償還の結果、CET1 資本比率は 10 ベーシス・ポイント押し下げられましたが、未払優先株配当金は年間 1 億 3,900 万米ドル減少し続けます。
- ビザ・インクによるビザ・ヨーロッパ・リミテッドの取得が 2016 年 6 月 21 日に完了した結果、2016 年度第 2 四半期に 6 億 1,500 万ポンドの税引前売却益を認識しました。
- パークレイズは 2016 年 5 月 5 日、パークレイズは BAGL に対する当グループの持分売却の第 1 回トランシェを実行し、BAGL の発行済株式資本の 12.2%を売却しました。この第 1 回トランシェの完了により、BAGL の発行済株式資本に対するパークレイズの保有比率は 50.1%となりました。パークレイズは出資比率を規制上非連結化できる水準とするために、引き続き持分削減の機会を模索していきます。また、サービス移管作業や関連する解雇手当の条件を含め、2 社の業務を分離していく方法について、パークレイズは引き続き BAGL 経営陣と密接に連携していきます。
- パークレイズは 2016 年 7 月 1 日付で米国中間持株会社を設立しました。これに関連し、米国連邦準備銀行に提出する四半期報告書(FR Y-9C)を 2016 年 11 月 9 日に発表します。

グループ財務担当取締役、トゥーシャー・モーザリア

事業部門別業績

パークレイズ UK

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	4,546	4,464	2
手数料収入純額およびその他の収益	1,143	1,045	9
収益合計	5,689	5,509	3
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(716)	(487)	(47)
営業収益純額	4,973	5,022	(1)
営業費用	(2,803)	(2,544)	(10)
訴訟および特定行為	(1,014)	(1,045)	3
営業費用合計	(3,817)	(3,589)	(6)
その他の費用純額	(1)	(1)	-
税引前利益	1,155	1,432	(19)
株主帰属利益	445	1,031	(57)

	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,666	1,660	1,661
資産合計	2,091	2,046	2,025
顧客預り金	1,855	1,817	1,768
リスク調整後資産	674	671	695

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間
パフォーマンス指標		
平均有形株主資本利益率	6.9%	14.8%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	90	94
収益に対する費用の比率	67%	65%
貸倒率(ベース・ポイント)	56	38
預貸率	90%	96%
純利ざや	3.63%	3.56%

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
特記事項		
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	151	-
英国顧客への補償に係る引当金	(1,000)	(1,040)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	296
特記事項合計	(849)	(744)

特記事項の影響を除けばパークレイズ UK の平均有形株主資本利益率は 20.0%(2015 年度第 3 四半期: 23.2%)でした。

事業部門別業績

パークレイズ UK の内訳

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計の内訳			
パーソナル・バンキング	2,957	2,770	7
パークレイカード・コンシューマーUK	1,515	1,560	(3)
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	1,217	1,179	3
収益合計	5,689	5,509	3

信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額の内訳

パーソナル・バンキング	(133)	(155)	14
パークレイカード・コンシューマーUK	(565)	(312)	(81)
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	(18)	(20)	10
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額合計	(716)	(487)	(47)

	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の内訳			
パーソナル・バンキング	1,353	1,347	1,340
パークレイカード・コンシューマーUK	162	162	162
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	151	151	159
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	1,666	1,660	1,661

顧客預り金の内訳

パーソナル・バンキング	1,372	1,348	1,310
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	483	469	458
顧客預り金合計	1,855	1,817	1,768

事業部門別業績

パークレイズ・インターナショナル

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	3,466	3,204	8
トレーディング収益純額	3,449	3,189	8
手数料収入純額およびその他の収益	4,488	4,386	2
収益合計	11,403	10,779	6
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(929)	(619)	(50)
営業収益純額	10,474	10,160	3
営業費用	(6,632)	(6,022)	(10)
訴訟および特定行為	(31)	(1,159)	97
営業費用合計	(6,663)	(7,181)	7
その他の収益合計	27	37	(27)
税引前利益	3,838	3,016	27
株主帰属利益	2,369	1,782	33

	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	2,337	2,306	1,841
トレーディング・ポートフォリオ資産	738	681	619
デリバティブ金融資産	1,556	1,814	1,115
デリバティブ金融負債	1,605	1,875	1,190
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	173	197	247
公正価値で測定すると指定された金融資産	720	683	468
資産合計	6,819	6,799	5,322
顧客預り金 ²	2,241	2,265	1,856
リスク調整後資産	2,146	2,093	1,948

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間
パフォーマンス指標		
平均有形株主資本利益率	12.9%	9.7%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	252	249
収益に対する費用の比率	58%	67%
貸倒率(ベース・ポイント)	52	37
預貸率	92%	92%
純利ざや ³	4.89%	4.56%

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
特記事項		
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	464	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	496
英国顧客への補償に係る引当金	-	(218)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	(839)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	133
特記事項合計	464	(428)

特記事項の影響を除けば、パークレイズ・インターナショナルの平均有形株主資本利益率は 10.5%(2015 年度第 3 四半期累計: 11.5%)でした。

- 2016 年 9 月 30 日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金 2,060 億ポンド(2016 年 6 月: 2,044 億ポンド)(決済残高 370 億ポンド(2016 年 6 月: 399 億ポンド)および現金担保 311 億ポンド(2016 年 6 月: 298 億ポンド)を含む)および銀行に対する貸付金 278 億ポンド(2016 年 6 月: 262 億ポンド)(決済残高 57 億ポンド(2016 年 6 月: 62 億ポンド)および現金担保 73 億ポンド(2016 年 6 月: 53 億ポンド)を含む)で構成されています。コンシューマー、カード&決済事業に係る銀行および顧客に対する貸付金は 368 億ポンド(2016 年 6 月: 354 億ポンド)でした。
- 2016 年 9 月 30 日現在の顧客預り金には決済残高 348 億ポンド(2016 年 6 月: 389 億ポンド)および現金担保 195 億ポンド(2016 年 6 月: 187 億ポンド)が含まれています。
- インベストメント・バンキングに関連する残高は除外されています。

事業部門別業績

パークレイズ・インターナショナルの内訳

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB) 損益計算書関連の情報	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計の内訳			
クレジット	924	629	47
株式	1,380	1,593	(13)
マクロ	1,799	1,726	4
マーケット	4,103	3,948	4
バンキング手数料	1,747	1,629	7
コーポレート貸付	892	1,049	(15)
トランザクション・バンキング	1,256	1,248	1
バンキング	3,895	3,926	(1)
その他	4	479	(99)
収益合計	8,002	8,353	(4)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(170)	(116)	(47)
営業費用合計	(5,337)	(5,967)	11
税引前利益	2,495	2,270	10

貸借対照表関連の情報	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
リスク調整後資産	1,825	1,784	1,673

パフォーマンス指標	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間
平均有形株主資本利益率	8.7%	8.0%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	216	219

特記事項の影響を除けば、CIB の平均有形株主資本利益率は 8.7%(2015 年度第 3 四半期累計: 10.3%)でした。

コンシューマー、カード&決済事業 損益計算書関連の情報	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
収益合計	3,401	2,426	40
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(759)	(503)	(51)
営業費用合計	(1,326)	(1,214)	(9)
税引前利益	1,343	746	80

貸借対照表関連の情報	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	368	354	321
顧客預り金	483	469	418
リスク調整後資産	321	309	275

パフォーマンス指標	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間
平均有形株主資本利益率	38.3%	21.8%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	36	30

特記事項の影響を除けば、コンシューマー、カード&決済事業の平均有形株主資本利益率は 21.3%(2015 年度第 3 四半期累計: 19.9%)でした。

事業部門別業績

本社

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
収益合計	112	624	(82)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	-	-	
営業収益純額	112	624	(82)
営業費用	(150)	(207)	28
訴訟および特定行為	(26)	(50)	48
営業費用合計	(176)	(257)	32
その他の費用純額	(31)	(91)	66
税引前利益／(損失)	(95)	276	
株主帰属(損失)／利益	(113)	148	

	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
資産合計 ¹	733	877	594
リスク調整後資産 ¹	475	432	397

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (億ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (億ポンド)
パフォーマンス指標		
平均割当有形株主資本(億ポンド)	63	20

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
特記事項		
当グループ自身の信用度に関連する(損失)／利益	(80)	605
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	(29)
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失	-	(97)
特記事項合計	(80)	479

¹ 売却目的のアフリカ・バンキングの資産 611 億ポンド(2016 年 6 月: 560 億ポンド)およびリスク調整後資産 399 億ポンド(2016 年 6 月: 361 億ポンド)が含まれています。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	214	444	(52)
トレーディング収益純額	(1,241)	(308)	
手数料収入純額およびその他の収益	477	799	(40)
収益合計	(550)	935	
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(195)	(255)	24
保険金控除後の収益合計	(745)	680	
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(75)	(102)	26
営業(費用)／収益純額	(820)	578	
営業費用	(1,168)	(1,403)	17
訴訟および特定行為	(195)	(411)	53
営業費用合計	(1,363)	(1,814)	25
その他の収益／(費用)純額	185	(267)	
税引前損失	(1,998)	(1,503)	(33)
株主帰属損失	(1,418)	(1,210)	(17)

	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) ¹	587	685	518
デリバティブ金融資産	2,532	2,628	2,137
デリバティブ金融負債	2,430	2,534	2,021
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付	1	1	31
公正価値で測定すると指定された金融資産	155	154	214
資産合計	3,598	3,791	3,258
顧客預り金 ²	160	174	209
リスク調整後資産	439	467	543

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間
パフォーマンス指標		
平均割当有形株主資本(億ポンド)	82	113
期末割当有形株主資本(億ポンド)	72	102
貸倒率(ベース・ポイント)	16	21

	(百万ポンド)	(百万ポンド)
特記事項		
英国顧客への補償に係る引当金	-	(65)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	(201)
スペインおよびポルトガル事業の売却に係る損失	-	(222)
特記事項合計	-	(488)

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	増減率 (%)
保険金控除後の収益の内訳			
事業部門	558	910	(39)
証券および貸付金	(799)	(155)	
デリバティブ	(504)	(75)	
保険金控除後の収益合計	(745)	680	

¹ 2016 年 9 月 30 日現在の貸付金は、顧客に対する貸付金 435 億ポンド(2016 年 6 月: 524 億ポンド)(決済残高 3 億ポンド(2016 年 6 月: 1 億ポンド)および現金担保 209 億ポンド(2016 年 6 月: 288 億ポンド)を含む)、および銀行に対する貸付金 152 億ポンド(2016 年 6 月: 161 億ポンド)(決済残高 1 億ポンド(2016 年 6 月: 1 億ポンド)および現金担保 142 億ポンド(2016 年 6 月: 150 億ポンド)を含む)で構成されています。

² 2016 年 9 月 30 日現在の顧客預り金には決済残高 2 億ポンド(2016 年 6 月: 1 億ポンド)および現金担保 148 億ポンド(2016 年 6 月: 145 億ポンド)が含まれています。

非継続事業

パークレイズは 2016 年 3 月 1 日、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(BAGL)に対する当グループの持分を売却する意向を発表しました。これは、必要とされる株主および規制当局の承認を得た上で、会計上および規制上の観点から非連結化が可能となる水準まで持分を売却することが目的です。2016 年 5 月 5 日、パークレイズは BAGL に対する当グループの持分売却の第 1 回トランシェを実行し、BAGL の発行済株式資本の 12.2%を売却しました。この売却の完了により、BAGL の発行済株式資本に対するパークレイズの保有比率は 50.1%となりました。

アフリカ・バンキング事業は非継続業務としての開示要件を満たしています。このため当該事業の業績は、グループの損益計算書において、非継続業務に係る税引後利益と非支配持分の 2 項目で表示されています。提示される株価に基づき、売却コストの見積もりを差し引いた BAGL の公正価値が、取得に係るのれんを含む BAGL の純資産の簿価を下回った場合には、それにより生じる BAGL に対するパークレイズの持分に係る減損もこれらの表示科目上で認識されることとなります。

アフリカ・バンキング

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 か月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 か月間 (百万ポンド)	増減率 (%)
損益計算書関連の情報			
利息収入純額	1,543	1,482	4
手数料収入純額およびその他の収益	1,273	1,239	3
収益合計	2,816	2,721	3
保険契約に基づく保険金および給付金純額	(137)	(121)	(13)
保険金控除後の収益合計	2,679	2,600	3
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(340)	(260)	(31)
営業収益純額	2,339	2,340	-
営業費用合計	(1,618)	(1,590)	(2)
その他の収益純額	4	4	-
税引前利益	725	754	(4)
税引後利益	520	525	(1)
株主帰属利益	240	277	(13)

	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報			
資産合計 ¹	611	560	479
リスク調整後資産 ¹	399	361	317

¹ 売却目的のアフリカ・バンキングの資産およびリスク調整後資産はコア部門の本社に含まれています。

四半期業績の要約

パークレイズ・グループ

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	5,446	5,972	5,041	4,448	5,481	6,461	5,650	4,097
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(789)	(488)	(443)	(554)	(429)	(393)	(386)	(495)
営業収益純額	4,657	5,484	4,598	3,894	5,052	6,068	5,264	3,602
営業費用	(3,581)	(3,425)	(3,747)	(3,547)	(3,552)	(3,557)	(3,067)	(3,696)
英国銀行税	-	-	-	(426)	-	-	-	(418)
訴訟および特定行為	(741)	(447)	(78)	(1,722)	(699)	(927)	(1,039)	(1,089)
営業費用合計	(4,322)	(3,872)	(3,825)	(5,695)	(4,251)	(4,484)	(4,106)	(5,203)
その他の収益／(費用)純額	502	(342)	20	(274)	(182)	(39)	(101)	(82)
税引前利益／(損失)	837	1,270	793	(2,075)	619	1,545	1,057	(1,683)
税金(費用)／還付	(328)	(467)	(248)	(164)	(133)	(324)	(528)	134
継続事業に係る税引後利益／(損失)	509	803	545	(2,239)	486	1,221	529	(1,549)
非継続事業に係る税引後利益	209	145	166	101	167	162	196	168

以下に帰属するもの:

親会社の普通株主	414	677	433	(2,422)	417	1,146	465	(1,679)
その他の株主	110	104	104	107	79	79	80	80
非支配持分	194	167	174	177	157	158	180	218

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	13,240	13,513	12,489	11,200	12,365	11,967	14,164	13,579
リスク調整後資産	3,734	3,663	3,630	3,584	3,819	3,767	3,959	4,019
レバレッジ・エクスポージャー	11,851	11,554	10,820	10,278	11,407	11,393	12,547	12,334

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	3.6%	5.8%	3.8%	(20.1%)	3.6%	9.8%	4.0%	(13.8%)
平均有形株主資本(億ポンド)	494	483	483	478	476	472	481	483
収益に対する費用の比率	79%	65%	76%	128%	78%	69%	73%	127%
貸倒率(ベース・ポイント)	66	41	40	53	37	35	32	45
基本的 1 株当たり利益／(損失)	2.6 ペンス	4.2 ペンス	2.7 ペンス	(14.4ペンス)	2.6 ペンス	7.0 ペンス	2.9 ペンス	(10.2ペンス)

特記事項

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
当グループ自身の信用度に関連する(損失)／利益	(264)	292	(109)	(175)	195	282	128	(62)
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	-	615	-	-	-	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	-	-	-	-	496	-	-
ESHLA の評価方法の修正	-	-	-	-	-	-	-	(935)
英国顧客への補償に係る引当金	(600)	(400)	-	(1,450)	(290)	(850)	(182)	(200)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	-	-	(167)	(270)	-	(800)	(750)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	-	-	-	429	-
売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損	-	-	-	(96)	-	-	-	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失	-	-	-	(261)	(201)	-	(118)	(82)
特記事項合計	(864)	507	(109)	(2,149)	(566)	(72)	(543)	(2,029)

特記事項の影響を除けば、当グループの 2016 年度第 3 四半期の平均有形株主資本利益率は 10.1%(2015 年度第 3 四半期: 6.7%)、基本的 1 株当たり利益は 7.4 ペンス(2015 年度第 3 四半期: 4.8 ペンス)でした。

四半期業績の要約

パークレイズ・コア

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	5,605	6,316	5,283	4,516	5,265	6,219	5,428	4,791
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(769)	(462)	(414)	(522)	(388)	(373)	(345)	(481)
営業収益純額	4,836	5,854	4,869	3,994	4,877	5,846	5,083	4,310
営業費用	(3,270)	(3,057)	(3,258)	(2,992)	(3,094)	(3,061)	(2,618)	(3,076)
英国銀行税	-	-	-	(338)	-	-	-	(316)
訴訟および特定行為	(639)	(420)	(12)	(1,634)	(419)	(819)	(1,015)	(1,004)
営業費用合計	(3,909)	(3,477)	(3,270)	(4,964)	(3,513)	(3,880)	(3,633)	(4,396)
その他の収益／(費用)純額	4	(18)	9	(5)	13	14	(83)	6
税引前利益／(損失)	931	2,359	1,608	(975)	1,377	1,980	1,367	(80)
税金費用	(522)	(696)	(485)	(92)	(299)	(474)	(614)	(172)
税引後利益／(損失)	409	1,663	1,123	(1,067)	1,078	1,506	753	(253)
非支配持分	(57)	(80)	(84)	(81)	(54)	(64)	(68)	(100)
その他の株主	(95)	(89)	(89)	(92)	(63)	(61)	(65)	(64)
株主帰属利益／(損失)	257	1,494	950	(1,240)	961	1,381	620	(417)

貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計	9,643	9,722	8,836	7,942	8,620	8,305	9,194	8,555
リスク調整後資産	3,295	3,196	3,122	3,041	3,163	3,081	3,180	3,128

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	2.7%	15.0%	9.9%	(12.8%)	10.4%	15.5%	7.1%	(4.8%)
平均有形株主資本(億ポンド)	418	404	393	381	375	359	356	340
収益に対する費用の比率	70%	55%	62%	110%	67%	62%	67%	92%
貸倒率(ベース・ポイント)	74	45	42	57	39	38	35	52
基本的 1 株当たり利益／(損失)	1.7 ペンス	9.0 ペンス	5.8 ペンス	(7.3ペンス)	5.8 ペンス	8.4 ペンス	3.8 ペンス	(2.5ペンス)

特記事項	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
当グループ自身の信用度に関連する(損失)／利益	(264)	292	(109)	(175)	195	282	128	(62)
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	-	615	-	-	-	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	-	-	-	-	496	-	-
英国顧客への補償に係る引当金	(600)	(400)	-	(1,392)	(290)	(800)	(167)	(199)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金	-	-	-	(167)	(69)	-	(800)	(750)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	-	-	-	429	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失	-	-	-	(15)	-	-	(97)	-
特記事項合計	(864)	507	(109)	(1,749)	(164)	(22)	(507)	(1,011)

特記事項の影響を除けば、コア部門の 2016 年度第 3 四半期の平均有形株主資本利益率は 10.4%(2015 年度第 3 四半期: 11.3%)、基本的 1 株当たり利益は 6.5 ペンス(2015 年度第 3 四半期: 6.4 ペンス)でした。

四半期業績の要約

パークレイズ・ノンコア

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
事業部門	181	181	196	229	314	292	304	361
証券および貸付金	(34)	(363)	(402)	(195)	(87)	-	(68)	(1,021)
デリバティブ	(306)	(162)	(36)	(102)	(12)	(49)	(14)	(35)
保険金控除後の収益合計	(159)	(344)	(242)	(68)	215	243	222	(695)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(20)	(26)	(29)	(32)	(41)	(20)	(41)	(13)
営業(費用)／収益純額	(179)	(370)	(271)	(100)	174	223	181	(708)
営業費用	(311)	(368)	(489)	(555)	(458)	(496)	(449)	(618)
英国銀行税	-	-	-	(88)	-	-	-	(102)
訴訟および特定行為	(102)	(27)	(66)	(89)	(279)	(108)	(24)	(85)
営業費用合計	(413)	(395)	(555)	(732)	(737)	(604)	(473)	(805)
その他の収益／(費用)純額	498	(324)	11	(268)	(195)	(54)	(18)	(90)
税引前損失	(94)	(1,089)	(815)	(1,100)	(758)	(435)	(310)	(1,603)
税金還付／(費用)	194	229	237	(72)	166	150	86	306
税引後利益／損失	100	(860)	(578)	(1,172)	(592)	(285)	(224)	(1,297)
非支配持分	(13)	(12)	(10)	(19)	(21)	(21)	(20)	(33)
その他の株主	(15)	(15)	(15)	(17)	(15)	(18)	(14)	(17)
株主帰属利益／損失	72	(887)	(603)	(1,208)	(628)	(324)	(258)	(1,347)

貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	587	685	554	518	571	604	731	707
デリバティブ金融資産	2,532	2,628	2,497	2,137	2,433	2,239	3,056	2,889
デリバティブ金融負債	2,430	2,534	2,391	2,021	2,350	2,167	2,996	2,806
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付 貸付	1	1	7	31	85	167	437	507
公正価値で測定すると指定された金融資産	155	154	234	214	228	221	250	255
資産合計	3,598	3,791	3,654	3,258	3,745	3,662	4,970	5,024
顧客預り金	160	174	193	209	258	279	299	308
リスク調整後資産	439	467	509	543	656	686	779	891

パフォーマンス指標

平均割当有形株主資本(億ポンド)	76	79	90	97	102	113	124	143
期末割当有形株主資本(億ポンド)	72	78	85	85	102	101	117	131
貸倒率(ベース・ポイント)	13	14	21	25	27	13	17	10
基本的 1 株当たり利益／(損失)の影響	0.5 ペンス	(5.2ペンス)	(3.6ペンス)	(7.2ペンス)	(3.7ペンス)	(1.9ペンス)	(1.5ペンス)	(8.2ペンス)

特記事項	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ESHLA の評価方法の修正	-	-	-	-	-	-	-	(935)
英国顧客への補償に係る引当金	-	-	-	(58)	-	(50)	(15)	(1)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査 および訴訟に係る引当金	-	-	-	-	(201)	-	-	-
売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損	-	-	-	(96)	-	-	-	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却 に係る損失	-	-	-	(246)	(201)	-	(21)	(82)
特記事項合計	-	-	-	(400)	(402)	(50)	(36)	(1,018)

特記事項の影響を除けば、ノンコア部門の基本的 1 株当たり利益／(損失)は 0.5 ペンス(2015 年度第 3 四半期: (2.1 ペンス))でした。

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ UK

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	1,943	1,943	1,803	1,834	1,874	1,804	1,831	1,882
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(350)	(220)	(146)	(219)	(154)	(166)	(167)	(264)
営業収益純額	1,593	1,723	1,657	1,615	1,720	1,638	1,664	1,618
営業費用	(904)	(947)	(952)	(920)	(925)	(970)	(649)	(1,041)
英国銀行税	-	-	-	(77)	-	-	-	(59)
訴訟および特定行為	(614)	(399)	(1)	(1,466)	(76)	(801)	(168)	(211)
営業費用合計	(1,518)	(1,346)	(953)	(2,463)	(1,001)	(1,771)	(817)	(1,311)
その他の(費用)/収益純額	-	(1)	-	1	1	1	(3)	(3)
税引前利益/(損失)	75	376	704	(847)	720	(132)	844	304
株主帰属(損失)/利益	(163)	141	467	(1,078)	541	(174)	664	208

貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,666	1,660	1,662	1,661	1,667	1,661	1,660	1,653
資産合計	2,091	2,046	2,017	2,025	2,041	2,022	1,996	1,980
顧客預り金	1,855	1,817	1,791	1,768	1,734	1,716	1,687	1,683
リスク調整後資産	674	671	697	695	710	717	723	693

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	(7.1%)	6.6%	20.5%	(46.5%)	23.3%	(7.3%)	28.3%	9.3%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	87	90	93	92	93	94	94	92
収益に対する費用の比率	78%	69%	53%	134%	53%	98%	45%	70%
貸倒率(ベース・ポイント)	82	52	34	51	36	40	40	62

特記事項

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ピザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益	-	151	-	-	-	-	-	-
英国顧客への補償に係る引当金	(600)	(400)	-	(1,391)	(73)	(800)	(167)	(199)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	-	-	-	296	-
特記事項合計	(600)	(249)	-	(1,391)	(73)	(800)	129	(199)

特記事項の影響を除けば、パークレイズ UK の 2016 年度第 3 四半期の平均有形株主資本利益率は 21.1%(2015 年度第 3 四半期: 25.8%)でした。

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ UK の内訳

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計の内訳								
パーソナル・バンキング	970	1,068	919	945	938	905	927	955
パークレイカード・コンシューマーUK	561	463	491	505	552	503	505	518
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	412	412	393	384	384	396	399	409
収益合計	1,943	1,943	1,803	1,834	1,874	1,804	1,831	1,882
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額の内訳								
パーソナル・バンキング	(47)	(44)	(42)	(39)	(36)	(50)	(69)	(57)
パークレイカード・コンシューマーUK	(291)	(169)	(105)	(176)	(111)	(106)	(95)	(185)
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	(12)	(7)	1	(4)	(7)	(10)	(3)	(22)
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額合計	(350)	(220)	(146)	(219)	(154)	(166)	(167)	(264)
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)の 内訳								
パーソナル・バンキング	1,353	1,347	1,347	1,340	1,345	1,344	1,343	1,338
パークレイカード・コンシューマーUK	162	162	160	162	159	158	157	158
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	151	151	155	159	163	159	160	157
顧客に対する貸付金(償却原価ベース)合計	1,666	1,660	1,662	1,661	1,667	1,661	1,660	1,653
顧客預り金の内訳								
パーソナル・バンキング	1,372	1,348	1,329	1,310	1,284	1,267	1,234	1,245
パークレイカード・コンシューマーUK	-	-	-	-	-	-	-	-
ウェルス、アントレプレナー&ビジネス・バンキング	483	469	462	458	450	449	453	438
顧客預り金合計	1,855	1,817	1,791	1,768	1,734	1,716	1,687	1,683

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ・インターナショナル

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	3,851	4,039	3,513	2,968	3,223	4,102	3,454	2,945
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(420)	(240)	(269)	(303)	(235)	(206)	(178)	(217)
営業収益純額	3,431	3,799	3,244	2,665	2,988	3,896	3,276	2,728
営業費用	(2,337)	(2,074)	(2,221)	(2,007)	(2,059)	(2,027)	(1,936)	(2,014)
英国銀行税	-	-	-	(253)	-	-	-	(248)
訴訟および特定行為	(17)	(10)	(4)	(151)	(302)	(12)	(845)	(786)
営業費用合計	(2,354)	(2,084)	(2,225)	(2,411)	(2,361)	(2,039)	(2,781)	(3,048)
その他の収益純額	8	11	8	8	9	13	15	7
税引前利益／(損失)	1,085	1,726	1,027	262	636	1,870	510	(313)
株主帰属利益／(損失)	623	1,171	575	(24)	422	1,376	(16)	(673)

貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	2,337	2,306	2,159	1,841	2,203	2,105	2,247	1,936
トレーディング・ポートフォリオ資産	738	681	643	619	728	753	927	873
デリバティブ金融資産	1,556	1,814	1,501	1,115	1,337	1,160	1,728	1,496
デリバティブ金融負債	1,605	1,875	1,554	1,190	1,420	1,248	1,823	1,573
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付 貸付	173	197	191	247	680	574	571	629
公正価値で測定すると指定された金融資産	720	683	596	468	56	56	52	57
資産合計	6,819	6,799	6,184	5,322	5,961	5,661	6,562	5,965
顧客預り金	2,241	2,265	2,131	1,856	2,070	1,977	2,062	1,882
リスク調整後資産	2,146	2,093	2,022	1,948	2,040	1,954	2,026	2,017

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	10.0%	19.2%	9.5%	(0.2%)	7.0%	22.5%	(0.1%)	(10.4%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	257	248	251	249	247	247	253	256
収益に対する費用の比率	61%	52%	63%	81%	73%	50%	81%	103%
貸倒率(ベース・ポイント)	71	41	50	65	42	38	32	44

特記事項	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの 持分売却による利益	-	464	-	-	-	-	-	-
米国リーマン買収資産に係る利益	-	-	-	-	-	496	-	-
英国顧客への補償に係る引当金	-	-	-	-	(218)	-	-	-
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査 および訴訟に係る引当金	-	-	-	(145)	(39)	-	(800)	(750)
確定退職給付負債の一部に係る評価益	-	-	-	-	-	-	133	-
特記事項合計	-	464	-	(145)	(257)	496	(667)	(750)

特記事項の影響を除けば、パークレイズ・インターナショナルの 2016 年度第 3 四半期の平均有形株主資本利益率は 10.0%(2015 年度第 3 四半期: 9.6%)でした。

コア事業部門別四半期業績

パークレイズ・インターナショナルの内訳

コーポレート・アンド・インベストメント・ バンク(CIB)

損益計算書関連の情報

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計の内訳								
クレジット	333	269	322	195	191	218	220	117
株式	461	406	513	319	416	588	589	418
マクロ	614	612	573	382	487	582	657	436
マーケット	1,408	1,287	1,408	896	1,094	1,388	1,466	971
バンキング手数料	644	622	481	458	501	580	548	529
コーポレート貸付	284	312	296	312	377	387	285	334
トランザクション・バンキング	458	390	408	415	419	416	413	404
バンキング	1,386	1,324	1,185	1,185	1,297	1,383	1,246	1,267
その他	1	-	3	16	(17)	495	1	(4)
収益合計	2,795	2,611	2,596	2,097	2,374	3,266	2,713	2,234
信用に関する減損(費用)／戻入およびその他の 引当金繰入額	(38)	(37)	(95)	(83)	(75)	(42)	1	(26)
営業費用合計	(1,872)	(1,665)	(1,800)	(1,962)	(1,940)	(1,605)	(2,422)	(2,614)
税引前利益／(損失)	885	909	701	52	358	1,620	292	(408)

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
リスク調整後資産	1,825	1,784	1,726	1,673	1,774	1,700	1,771	1,752

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	9.2%	9.5%	7.3%	(2.5%)	4.5%	22.3%	(2.5%)	(12.8%)
平均割当有形株主資本(億ポンド)	219	213	216	218	217	217	223	225

特記事項の影響を除けば、CIB の 2016 年度第 3 四半期の平均有形株主資本利益率は 9.2%(2015 年度第 3 四半期: 7.5%)でした。

コンシューマー、カード & 決済事業

損益計算書関連の情報

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	1,056	1,428	917	871	849	836	741	711
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(382)	(203)	(174)	(219)	(160)	(165)	(179)	(190)
営業費用合計	(482)	(419)	(425)	(449)	(421)	(434)	(359)	(434)
税引前利益	200	817	326	210	278	250	218	93

貸借対照表関連の情報

	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース)	368	354	329	321	306	296	298	297
顧客預り金	483	469	442	418	398	384	401	379
リスク調整後資産	321	309	296	275	266	254	255	266

パフォーマンス指標

平均有形株主資本利益率	14.8%	77.9%	23.4%	15.3%	24.7%	23.4%	17.5%	6.6%
平均割当有形株主資本(億ポンド)	37	35	34	32	31	30	30	31

特記事項の影響を除けば、コンシューマー、カード&決済事業の 2016 年度第 3 四半期の平均有形株主資本利益率は 14.8%(2015 年度第 3 四半期: 24.7%)でした。

コア事業部門別四半期業績

本社

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
収益合計	(189)	334	(33)	(285)	169	312	142	(36)
信用に関する減損戻入／(費用)およびその他の 引当金繰入額	1	(2)	1	-	1	(1)	-	-
営業(費用)／収益純額	(188)	332	(32)	(285)	170	311	142	(36)
営業費用	(29)	(36)	(85)	(64)	(110)	(64)	(34)	(21)
英国銀行税	-	-	-	(8)	-	-	-	(9)
訴訟および特定行為	(8)	(11)	(7)	(17)	(42)	(6)	(1)	(7)
営業費用合計	(37)	(47)	(92)	(89)	(152)	(70)	(35)	(37)
その他の(費用)／収益純額	(4)	(28)	1	(14)	2	1	(95)	3
税引前(損失)／利益	(229)	257	(123)	(388)	20	242	12	(70)
株主帰属(損失)／利益	(203)	182	(92)	(140)	(1)	180	(28)	47
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計 ¹	733	877	634	594	618	622	636	610
リスク調整後資産 ¹	475	432	403	397	413	410	431	418
パフォーマンス指標								
平均割当有形株主資本(億ポンド)	74	66	50	39	34	18	9	(8)
特記事項	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
当グループ自身の信用度に関連する(損失)／ 利益	(264)	292	(109)	(175)	195	282	128	(62)
外国為替に関連するものを含めた進行中の調査 および訴訟に係る引当金	-	-	-	(23)	(29)	-	-	-
英国顧客への補償に係る引当金	-	-	-	-	-	-	-	-
スペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却 に係る損失	-	-	-	(15)	-	-	(97)	-
特記事項合計	(264)	292	(109)	(213)	166	282	31	(62)

¹ 売却目的のアフリカ・バンキングの資産およびリスク調整後資産を含んでいます。

非継続事業四半期業績

アフリカ・バンキング

	2016 年度 第 3 四半期	2016 年度 第 2 四半期	2016 年度 第 1 四半期	2015 年度 第 4 四半期	2015 年度 第 3 四半期	2015 年度 第 2 四半期	2015 年度 第 1 四半期	2014 年度 第 4 四半期
損益計算書関連の情報	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	982	879	818	814	822	870	908	925
信用に関する減損費用およびその他の引当金 繰入額	(96)	(133)	(111)	(93)	(66)	(103)	(91)	(79)
営業収益純額	886	746	707	721	756	767	817	846
営業費用	(598)	(543)	(477)	(501)	(515)	(536)	(539)	(585)
英国銀行税	-	-	-	(50)	-	-	-	(44)
訴訟および特定行為	-	-	-	-	-	-	-	(1)
営業費用合計	(598)	(543)	(477)	(551)	(515)	(536)	(539)	(630)
その他の収益純額	2	1	1	3	1	1	2	2
税引前利益	290	204	231	173	242	232	280	218
税引後利益	209	145	166	101	167	162	196	168
株主帰属利益	85	70	86	25	85	88	104	85
貸借対照表関連の情報	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)	(億ポンド)
資産合計 ¹	611	560	527	479	502	522	559	537
リスク調整後資産 ¹	399	361	339	317	338	344	373	367

¹ 売却目的のアフリカ・バンキングの資産およびリスク調整後資産はコア部門の本社に含まれています。

業績管理

利ざやおよび残高

	2016 年 9 月 30 日に終了した 9 か月間			2015 年 9 月 30 日に終了した 9 か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	4,546	167,306	3.63	4,464	167,663	3.56
パークレイズ・インターナショナル ¹	3,113	85,110	4.89	2,760	80,956	4.56
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナル合計	7,659	252,416	4.05	7,224	248,619	3.88
その他 ²	355			658		
利息収入純額合計³	8,014			7,882		

パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの四半期分析

	2016 年 9 月 30 日に終了した 3 か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,569	167,713	3.72
パークレイズ・インターナショナル ⁴	1,139	88,443	5.12
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの合計	2,708	256,156	4.21

	2016 年 6 月 30 日に終了した 3 か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,476	166,691	3.56
パークレイズ・インターナショナル ⁴	1,000	84,628	4.75
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの合計	2,476	251,319	3.96

	2016 年 3 月 31 日に終了した 3 か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,501	166,727	3.62
パークレイズ・インターナショナル ⁴	974	85,010	4.61
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの合計	2,475	251,737	3.95

	2015 年 12 月 31 日に終了した 3 か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,509	167,405	3.58
パークレイズ・インターナショナル ⁴	965	83,342	4.59
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの合計	2,474	250,747	3.91

	2015 年 9 月 30 日に終了した 3 か月間		
	利息収入純額 (百万ポンド)	平均顧客資産 (百万ポンド)	純利ざや %
パークレイズ UK	1,499	167,936	3.54
パークレイズ・インターナショナル ⁴	947	91,311	4.62
パークレイズ UK およびパークレイズ・インターナショナルの合計	2,446	249,247	3.89

¹ インベストメント・バンキングに関連する残高を含みません。

² その他にはインベストメント・バンキングに関連する残高、本社およびパークレイズ・ノンコアが含まれています。

³ グループの利息収入純額は、構造的ヘッジの純影響額 10 億ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 10 億ポンド)を含んでいます。

⁴ インベストメント・バンキングに関連する残高を含みません。

信用リスク

リテールおよびホールセール貸付金ならびに減損の分析

2016 年 9 月 30 日現在	貸付金総額	減損引当金	貸付金 (減損控除後)	クレジット・ リスク・ローン (CRL)	貸付金総額 に占める CRL の比率	貸付金に係る 減損費用 ¹	貸倒率 ペーシス・ ポイント
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	%	(百万ポンド)	
パークレイズ UK	155,559	1,594	153,965	2,218	1.4	698	60
パークレイズ・インターナショナル	30,328	1,289	29,039	1,115	3.7	753	332
本社	-	-	-	-	-	-	-
パークレイズ・コア	185,887	2,883	183,004	3,333	1.8	1,451	104
パークレイズ・ノンコア	11,180	433	10,747	944	8.4	62	74
グループ・リテール合計	197,067	3,316	193,751	4,277	2.2	1,513	103
パークレイズ UK	15,358	274	15,084	649	4.2	18	16
パークレイズ・インターナショナル	205,356	654	204,702	1,386	0.7	174	11
本社	7,682	-	7,682	-	-	-	-
パークレイズ・コア	228,396	928	227,468	2,035	0.9	192	11
パークレイズ・ノンコア	48,256	281	47,975	427	0.9	9	2
グループ・ホールセール合計	276,652	1,209	275,443	2,462	0.9	201	10
グループ合計	473,719	4,525	469,194	6,739	1.4	1,714	48
売買目的の貸付金	3,208	n/a	3,208				
公正価値で測定すると指定された貸付金	11,979	n/a	11,979				
貸付金(公正価値で保有)	15,187	n/a	15,187				
貸付金合計	488,906	4,525	484,381				
2015 年 12 月 31 日現在							
パークレイズ UK	153,539	1,556	151,983	2,238	1.5	682	44
パークレイズ・インターナショナル	26,041	896	25,145	863	3.3	714	274
本社 ²	-	-	-	-	-	-	-
パークレイズ・コア	179,580	2,452	177,128	3,101	1.7	1,396	78
パークレイズ・ノンコア	12,588	465	12,123	936	7.4	139	110
グループ・リテール合計	192,168	2,917	189,251	4,037	2.1	1,535	80
パークレイズ UK	16,400	312	16,088	636	3.9	24	15
パークレイズ・インターナショナル	159,776	617	159,159	1,331	0.8	201	13
本社 ²	5,767	-	5,767	-	-	-	-
パークレイズ・コア	181,943	929	181,014	1,967	1.1	225	12
パークレイズ・ノンコア	39,979	336	39,643	441	1.1	(16)	(4)
グループ・ホールセール合計	221,922	1,265	220,657	2,408	1.1	209	9
グループ合計	414,090	4,182	409,908	6,445	1.6	1,744	42
売買目的の貸付金	2,474	n/a	2,474				
公正価値で測定すると指定された貸付金	17,913	n/a	17,913				
貸付金(公正価値で保有)	20,387	n/a	20,387				
貸付金合計	434,477	4,182	430,295				

¹ 売却可能投資およびリバース・レポ取引に係る減損費用は除いています。2015年12月期の減損費用は12ヵ月間の費用であったのに対し、2016年度第3四半期の減損費用は9ヵ月間のものです。

² 非継続事業であるアフリカ・バンキングを含んでいません。

要約連結財務書類

要約連結損益計算書

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 ヶ月間 (百万ポンド)	2015 年 9 月 30 日に 終了した 9 ヶ月間 (百万ポンド)
保険金控除後の収益合計	16,459	17,592
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,720)	(1,208)
営業収益純額	14,739	16,384
営業費用	(10,753)	(10,176)
訴訟および特定行為	(1,266)	(2,665)
営業費用合計	(12,019)	(12,841)
その他の収益／(費用)純額	180	(322)
税引前利益	2,900	3,221
税金	(1,043)	(985)
継続事業に係る税引後利益	1,857	2,236
非継続事業に係る税引後利益	520	525
税引後利益	2,377	2,761
以下に帰属するもの:		
親会社の普通株主	1,524	2,028
その他の株主	318	238
株主合計	1,842	2,266
継続事業に係る非支配持分	255	247
非継続事業に係る非支配持分	280	248
税引後利益	2,377	2,761
1 株当たり利益		
基本的普通株式 1 株当たり利益 ¹	9.6 ペンス	12.4 ペンス

¹ その他の株主に帰属する税引後利益 3 億 1,800 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 2 億 3,800 万ポンド)は、剰余金に計上される税額控除 8,900 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 4,800 万ポンド)によって相殺されています。¹ 株当たり利益および有形株主資本利益率の計算に当たり、この残りの 2 億 2,900 万ポンド(2015 年度第 3 四半期累計: 1 億 9,000 万ポンド)と非支配持分が税引後利益から控除されています。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表

	2016 年 9 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
資産		
現金および中央銀行預け金	91,984	49,711
他銀行からの取立中の項目	1,126	1,011
トレーディング・ポートフォリオ資産	80,522	77,348
公正価値で測定すると指定された金融資産	94,052	76,830
デリバティブ	409,858	327,709
金融投資	68,756	90,267
銀行に対する貸付金	49,758	41,349
顧客に対する貸付金	419,436	399,217
リバース・レポ取引およびその他類いの担保付貸付	17,444	28,187
のれんおよび無形資産	7,517	8,222
売却目的非流動資産	72,301	7,364
その他の資産	11,282	12,797
資産合計	1,324,036	1,120,012
負債		
銀行預り金	64,515	47,080
他銀行への未決済項目	863	1,013
顧客預り金	438,510	418,242
レポ取引およびその他類いの担保付借入	23,098	25,035
トレーディング・ポートフォリオ負債	35,524	33,967
公正価値で測定すると指定された金融負債	111,579	91,745
デリバティブ	404,421	324,252
発行債券 ¹	70,297	69,150
劣後負債	23,605	21,467
売却目的非流動負債	66,917	5,997
その他の負債	14,587	16,200
負債合計	1,253,916	1,054,148
株主資本		
払込済株式資本および株式払込剰余金	21,812	21,586
その他の剰余金	6,341	1,898
利益剰余金	29,334	31,021
親会社の普通株主に帰属する株主資本	57,487	54,505
その他の持分商品	6,442	5,305
非支配持分を除く株主資本合計	63,929	59,810
非支配持分	6,191	6,054
株主資本合計	70,120	65,864
株主資本および負債合計	1,324,036	1,120,012

¹ 発行債券には 124 億 8,200 万ポンド(2015 年 12 月: 123 億ポンド)のカバード・ボンドが含まれています。

要約連結財務書類

連結株主資本変動表

	払込済株式 資本および 株式払込 剰余金	その他の 持分商品	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配持分	株主資本 合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2016 年 9 月 30 日に終了した 9 カ月							
2016 年 1 月 1 日現在残高	21,586	5,305	1,898	31,021	59,810	6,054	65,864
税引後利益	-	318	-	1,284	1,602	255	1,857
当期税引後その他の包括利益	-	-	3,787	(1,743)	2,044	3	2,047
継続事業からの税引後包括利益合計	-	318	3,787	(459)	3,646	258	3,904
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	646	240	886	933	1,819
当期包括利益合計	-	318	4,433	(219)	4,532	1,191	5,723
株式の発行	226	-	-	373	599	-	599
持分商品の発行および交換	-	1,132	-	-	1,132	-	1,132
配当金	-	-	-	(757)	(757)	(464)	(1,221)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(318)	-	89	(229)	-	(229)
資本性商品の償還および買戻し ¹	-	-	-	(417)	(417)	(1,170)	(1,587)
自己株式	-	-	10	(404)	(394)	-	(394)
BAGL の一部売却による株主資本への正味影響額	-	-	-	(349)	(349)	601	252
その他の剰余金の変動	-	5	-	(3)	2	(21)	(19)
2016 年 9 月 30 日現在残高	21,812	6,442	6,341	29,334	63,929	6,191	70,120

2016 年 9 月 30 日に終了した 3 カ月

2016 年 7 月 1 日現在残高	21,763	5,314	5,695	30,082	62,854	6,566	69,420
税引後利益	-	110	-	330	440	69	509
当期税引後その他の包括利益	-	-	563	(981)	(418)	1	(417)
継続事業からの税引後包括利益合計	-	110	563	(651)	22	70	92
非継続事業からの税引後包括利益合計	-	-	68	84	152	371	523
当期包括利益合計	-	110	631	(567)	174	441	615
株式の発行	49	-	-	147	196	-	196
持分商品の発行および交換	-	1,132	-	-	1,132	-	1,132
配当金	-	-	-	(169)	(169)	(184)	(353)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(110)	-	31	(79)	-	(79)
資本性商品の償還および買戻し ¹	-	-	-	(164)	(164)	(620)	(784)
自己株式	-	-	15	(20)	(5)	-	(5)
BAGL の一部売却による株主資本への正味影響額	-	-	-	-	-	-	-
その他の剰余金の変動	-	(4)	-	(6)	(10)	(12)	(22)
2016 年 9 月 30 日現在残高	21,812	6,442	6,341	29,334	63,929	6,191	70,120

	2016 年 9 月 30 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
その他の剰余金			
為替換算再評価差額	2,414	1,699	(623)
売却可能投資再評価差額	17	7	317
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	2,957	3,051	1,261
その他 ²	953	938	943
合計	6,341	5,695	1,898

¹ 資本性商品の償還および買戻しは、優先株式の償還にかかる 4 億 800 万ポンド、上位 Tier2 債券の買戻しにかかる 900 万ポンドから構成されています。

² 2016 年 9 月 30 日現在、その他の剰余金には、当グループが発行した普通および優先株式の額面価額を超えた価格による買戻しに関連して、貸方に 10 億 1,100 万ポンド(2016 年 6 月:貸方に 10 億 1,100 万ポンド)が、また、自己株式に関連して借方に 5,800 万ポンド(2016 年 6 月:借方に 7,300 万ポンド)が含まれています。

パークレイズ・ピーエルシー親会社財務書類

パークレイズ・ピーエルシー親会社貸借対照表

	2016 年 9 月 30 日現在 (百万ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (百万ポンド)
資産		
子会社に対する投資	36,553	35,303
子会社に対する貸付金	19,087	7,990
デリバティブ	267	210
その他の資産	61	133
資産合計	55,968	43,636
負債		
銀行預り金	516	494
劣後負債	3,680	1,766
発行債券	15,407	6,224
その他の負債	17	-
負債合計	19,620	8,484
株主資本		
払込済株式資本	4,236	4,201
株式払込剰余金	17,576	17,385
その他の持分商品	6,453	5,321
株式償還準備金	394	394
利益剰余金	7,689	7,851
株主資本合計	36,348	35,152
負債および株主資本合計	55,968	43,636

子会社に対する投資

子会社に対する投資 365 億 5,300 万ポンド(2015 年 12 月: 353 億 300 万ポンド)は、追加的 Tier 1(AT1)証券 64 億 5,300 万ポンド(2015 年 12 月: 53 億 2,100 万ポンド)を含む、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対して行った投資を表します。12 億 5,000 万ポンドの増加は当期中の 15 億米ドルの AT1 証券の発行が主因です。

子会社に対する貸付金、劣後負債および発行債券

2016 年 9 月 30 日に終了した 9 ヶ月間にパークレイズ・ピーエルシーは固定利付劣後債 21 億米ドル(残高 36 億 8,000 万ポンド(2015 年度: 17 億 6,600 万ポンド)の劣後負債に含まれています)、固定利付シニア債 67 億米ドル、固定利付シニア債 200 億円、固定および変動利付シニア債 17 億ユーロ、固定利付シニア債 13 億ポンド、固定利付シニア債 2 億豪ドル(残高 154 億 700 万ポンド(2015 年度: 62 億 2,400 万ポンド)の発行債券に含まれています)を発行しました。劣後負債および債券の発行によって調達した資金は、パークレイズ・ピーエルシーによって発行された、各々の債券に対応する形でパークレイズ・バンク・ピーエルシーに投資され、子会社に対する貸付金 190 億 8,700 万ポンド(2015 年度: 79 億 9,000 万ポンド)に含まれています。

内部投資および貸付金の管理

パークレイズ・ピーエルシーは規制上および業務上の必要性に基づいた子会社に対する内部投資の性質を管理する裁量を有しています。パークレイズ・ピーエルシーは構造改革プログラムの実施に伴い、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび当グループのサービス会社、米国中間持株会社、英国リングフェンス銀行などのその他グループ子会社に対し資本の投資および資金の供給をします。

資本

CRD IV 資本

パークレイズの現在の規制要件は、普通株式等 Tier1 比率(CET1)の最低所要水準 4.5%および 2016 年から段階的に導入され、資本保全バッファー(CCB)2.5%とグローバルなシステム上重要な金融機関(G-SII)に対するバッファー2%から成ると現在予想されているコンバインド・バッファー要件から成る CRD IV 完全施行ベースの CET1 比率を満たすことです。これに加えて、ポイント・イン・タイム評価に基づく 2016 年のプルーデンス(健全性)規制機構(PRA)個別資本ガイダンス(ICG)によるパークレイズのピラー2A 要件は 3.9%で、うち 56%は CET1 で満たす必要があり、これはリスク調整後資産の約 2.2%に相当します。このピラー2A 要件は少なくとも年 1 回の見直しの対象です。自己資本、リスク調整後資産およびレバレッジの算出はすべてパークレイズによる現行ルール of 解釈を反映したものです。

さらに、カウンターシクリカル資本バッファー(CCCB)が必要です。金融政策委員会は 2016 年 9 月 22 日、少なくとも 2017 年 6 月までは英国のエクスポージャーについて CCCB を 0%に維持すると予想しているとの見解を再確認しました。その他の国家当局もそれぞれの管轄地域におけるエクスポージャーに適用されるべき適切な CCCB を決定します。2016 年に CCCB は他の管轄地域に対するパークレイズのエクスポージャーに適用され始めました。ただし、現在のエクスポージャーに基づく、これは重要な影響を及ぼすものではありません。

2016 年 9 月 30 日現在、パークレイズの CET1 比率は 11.6%で、CET1 の最低所要水準 4.5%、ピラー2A の 2.2%、CCB バッファーの 0.625%、G-SII バッファーの 0.5%、CCCB の 0%を含めた 2016 年の経過措置ルールに基づく最低所要水準である 7.8%を上回っています。

資本比率

	2016 年 9 月 30 日現在	2016 年 6 月 30 日現在	2015 年 12 月 31 日現在
完全施行ベースの普通株式 Tier 1(CET1) ^{1,2}	11.6%	11.6%	11.4%
PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 ^{3,4}	14.8%	14.6%	14.7%
PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 ^{3,4}	18.8%	18.7%	18.6%

資本要素

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	63,929	62,854	59,810
(控除)その他の持分商品(AT1 資本として認識)	(6,442)	(5,314)	(5,305)
将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整	(276)	(297)	(631)
少数株主持分(連結 CET 1 として認められる金額)	1,695	1,501	950

その他規制上の調整および控除:

追加的評価調整(PVA)	(1,742)	(2,092)	(1,602)
のれんおよび無形資産	(8,847)	(8,552)	(8,234)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	(623)	(670)	(855)
キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額	(2,952)	(3,046)	(1,231)
減損を上回る予想損失額	(1,272)	(1,475)	(1,365)
当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益	72	(177)	127
確定給付年金基金資産	(40)	(204)	(689)
当グループが発行した CET 1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	(50)	(50)	(57)
一時的な差異から生じた繰延税金資産(10%を超えた部分)	(49)	-	-
その他規制上の調整	(226)	(121)	(177)
完全施行ベースの CET 1 資本	43,177	42,357	40,741

追加的 Tier 1(AT1)資本

資本性商品および関連株式プレミアム	6,442	5,314	5,305
子会社が発行した適格 AT1 資本(少数株主持分を含む)	5,658	5,885	6,718
その他規制上の調整および控除	(130)	(130)	(130)

経過措置ルールに基づく AT1 資本⁵

PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 資本	55,147	53,426	52,634
----------------------------------	---------------	---------------	---------------

Tier 2(T2)資本

資本性商品および関連株式プレミアム	3,631	2,890	1,757
子会社が発行した適格 T2 資本(少数株主持分を含む)	11,664	12,366	12,389
その他規制上の調整および控除	(254)	(254)	(253)
PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計	70,188	68,428	66,527

1 CET 1 資本に対する経過措置ルールに基づく規制上の調整は適用されなくなったため、完全施行ベースの CET 1 資本は経過措置ルールに基づくものと同じです。

2 478億ポンドの経過措置ルールに基づく CRD IV CET 1 資本と 3,730億ポンドのリスク調整後資産に基づく、パークレイズの Tier 2 コンティンジェント・キャピタル・ノートに適用される CRD IV の CET 1 比率(FSA による 2012 年 10 月の暫定発表)は 12.8%でした。

3 PRA 経過措置ルールに基づく自己資本は PRA ルール・ブックおよび付属のスーパーバイザー・ステートメントに基づいています。

4 2016 年 9 月 30 日現在、パークレイズの完全施行ベースの Tier 1 自己資本は 499 億 3,000 万ポンド、完全施行ベースの Tier 1 比率は 13.4%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本合計は 661 億 8,500 万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は 17.7%でした。完全施行ベースの Tier 1 自己資本および自己資本合計の数値は、CRD IV が定めた経過規定を適用せず、また、CRD IV の関連基準に対する AT1 および T2 金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。

5 経過措置ルールに基づく AT1 資本 120 億ポンドのうち、レバレッジ比率に用いられた完全施行ベースの AT1 資本は資本性商品および関連株式プレミアム 64 億ポンド、適格少数株主持分 4 億ポンドおよび資本控除 1 億ポンドを含みます。適用対象外の子会社が発行した旧来からの Tier 1 資本性商品は除外しています。

資本

普通株式 Tier 1 (CET1) 資本の変動

	2016 年 9 月 30 日に 終了した 3 カ月間 (百万ポンド)	2016 年 9 月 30 日に 終了した 9 カ月間 (百万ポンド)
CET 1 資本の期首残高	42,357	40,741
株主に帰属する当期利益	524	1,842
当グループ自身の信用度に関連する利益／(損失)	249	(55)
支払および支払予定配当金	(228)	(631)
利益から生じた規制上の自己資本の増加	545	1,156
株式制度の正味影響額	191	205
売却可能投資再評価差額	10	(300)
為替換算再評価差額	715	3,037
その他の剰余金	(153)	(781)
その他の適格剰余金の増加	763	2,161
退職給付引当金	(997)	(1,756)
確定給付年金基金資産の控除	164	649
年金の正味の影響	(833)	(1,107)
少数株主持分	194	745
追加的評価調整(PVA)	350	(140)
のれんおよび無形資産	(295)	(613)
一時的な差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産	47	232
減損を上回る予想損失額	203	93
当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有	-	7
一時的な差異から生じた繰延税金資産(10%を超えた部分)	(49)	(49)
その他規制上の調整	(105)	(49)
調整および控除による規制上の自己資本の増加	345	226
CET1 資本の期末残高	43,177	43,177

- CET 1 比率は 11.6%(2015 年 12 月: 11.4%)に上昇しました。特記事項の影響を吸収後の 2016 年度の利益が 18 億ポンドと好調だったことから、CET 1 資本が 24 億ポンド増加し、432 億ポンドとなったことが主因です。全体として、利益から生じる規制上の資本により CET1 資本が 12 億ポンド増加しました。2016 年度のその他の重要な変動は以下の通りです。
 - － 優先株式の償還に伴う 4 億ポンドの減少および売却可能投資再評価差額の 3 億ポンドの減少によって一部相殺されたものの、米ドル、ユーロおよび南アフリカ・ランドが英ポンドに対して上昇したことによる為替換算再評価差額の 30 億ポンドの増加などから、その他の適格剰余金は 22 億ポンド増加しました。
 - － 年金関連の変動により CET1 資本は税引後ベースで 11 億ポンド減少しました。当グループの主要年金制度である英国退職基金(UKRF)は 8 億ポンドの黒字から 11 億ポンドの赤字に変動しました。これは年間割引率が 2.31%(2015 年度: 3.82%)に低下したことを主因とする債務価額の増加を反映しています。債務の増加は、割引率と比較した資産パフォーマンスの上昇および 2015 年 12 月の UKRF 資産の資本控除の廃止による資産価値の増加で一部相殺されました。
- 期末の非適格優先株式および Tier1 債の 12 億ポンドの償還が期末の適格 AT1 資本性商品の 15 億米ドルの発行によって相殺されたため、当期中の経過措置ルールに基づく AT1 資本は横ばいで推移しました。

リスク調整後資産

リスクの種類および事業部門別リスク調整後資産

	信用リスク		カウンターパーティ信用リスク			市場リスク			オペレーショナル リスク	リスク調整後 資産合計
	標準的手法	内部格付 手法	標準的手法	内部格付 手法	決済リスク	信用価値 調整	標準的 手法	内部モデル 方式		
2016 年 9 月 30 日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
パークレイズ UK	5,886	49,183	9	-	-	39	-	-	12,293	67,410
パークレイズ・インターナショナル	51,498	82,020	14,201	13,945	82	4,931	11,485	8,900	27,538	214,600
本社 ¹	8,527	25,174	43	1,088	-	844	580	2,560	8,685	47,501
パークレイズ・コア	65,911	156,377	14,253	15,033	82	5,814	12,065	11,460	48,516	329,511
パークレイズ・ノンコア	7,009	11,037	1,740	7,435	2	4,287	695	3,526	8,144	43,875
パークレイズ・グループ	72,920	167,414	15,993	22,468	84	10,101	12,760	14,986	56,660	373,386

2016 年 6 月 30 日現在

パークレイズ UK	5,795	48,656	10	-	-	83	-	-	12,574	67,118
パークレイズ・インターナショナル 本社 ¹	50,607	82,219	11,754	14,401	57	4,078	9,923	9,008	27,257	209,304
	8,038	22,954	33	935	-	524	414	2,279	8,003	43,180
パークレイズ・コア	64,440	153,829	11,797	15,336	57	4,685	10,337	11,287	47,834	319,602
パークレイズ・ノンコア	7,335	10,813	1,911	9,797	1	3,163	782	4,038	8,826	46,666
パークレイズ・グループ	71,775	164,642	13,708	25,133	58	7,848	11,119	15,325	56,660	366,268

2015 年 12 月 31 日現在

パークレイズ UK	6,562	50,763	26	-	-	-	-	-	12,174	69,525
パークレイズ・インターナショナル 本社 ¹	45,892	77,275	10,463	11,055	516	3,406	8,373	10,196	27,657	194,833
	8,291	20,156	54	538	8	382	399	1,903	8,003	39,734
パークレイズ・コア	60,745	148,194	10,543	11,593	524	3,788	8,772	12,099	47,834	304,092
パークレイズ・ノンコア	8,704	12,797	1,653	9,430	1	7,480	1,714	3,679	8,826	54,284
パークレイズ・グループ	69,449	160,991	12,196	21,023	525	11,268	10,486	15,778	56,660	358,376

リスク調整後資産の変動の内訳

	信用リスク (億ポンド)	カウンターパーティ 信用リスク (億ポンド)	市場リスク (億ポンド)	オペレーショナル リスク (億ポンド)	リスク調整後 資産合計 (億ポンド)
2016 年 1 月 1 日現在	2,304	337	376	567	3,584
与信残高	11	65	5	-	81
買収および処分	(47)	-	-	-	(47)
与信の質	(4)	-	6	-	2
モデルの更新	(29)	(20)	(3)	-	(52)
手法および方針	(2)	2	(5)	-	(5)
外国為替の変動 ²	170	1	-	-	171
2016 年 9 月 30 日現在	2,403	385	379	567	3,734

リスク調整後資産は 150 億ポンド増加し、3,734 億ポンドとなりました。主な要因は以下の通りです。

- 与信残高：トレーディング活動の増加、パークレイズ・インターナショナルおよびノンコア部門のデリバティブ・エクスポージャーの公正価値の増加を主因にリスク調整後資産は 81 億ポンド増加しました。
- 買収および処分：ポルトガルおよびイタリア事業の売却を含むノンコア部門の圧縮を主因にリスク調整後資産は 47 億ポンド減少しました。
- モデルの更新：PRA 承認を受けたパークレイズ UK におけるモデルの変更を主因にリスク調整後資産は 52 億ポンド減少しました。
- 外国為替の変動：英ポンドに対する南アフリカ・ランド、米ドルおよびユーロの上昇によりリスク調整後資産は 171 億ポンド増加しました。

¹ 非継続事業であるアフリカ・バンキングを含みます。

² 外国為替の変動にはモデル化によるカウンターパーティ信用リスクやモデル化による市場リスクに係る為替は含まれていません。

レバレッジ

レバレッジ比率およびエクスポージャー

バークレイズは 2016 年 1 月 1 日付でグループに適用されるレバレッジ比率および平均レバレッジ比率の開示を求められています。

- レバレッジ比率は 2015 年 12 月期と同じ計算方法で算出され、下表に掲載されています。算出に際しては最終的な CRR の定義による Tier 1 自己資本を分子とし、また CRR の定義によるレバレッジ・エクスポージャーを使用しています。現在予想される完全施行ベースの最低要件は 3% ですが、レバレッジの枠組みに関するバーゼル委員会の協議により影響を受ける可能性があります。
- PRA のスーパーバイザリー・ステートメント「SS45/15」および更新された PRA のルール・ブックで概要が示されたように、平均レバレッジ比率は自己資本の数値をエクスポージャーの数値で除して算出されています。自己資本およびエクスポージャーの数値は、当該四半期の各月の最終日の平均値に基づきます。予想される最終的な最低要件は 3.7% で、最低要件 3%、完全施行ベースの G-SII に対する追加的レバレッジ比率バッファ（G-SII ALRB）、およびカウンター・シクリカル・レバレッジ比率バッファ（CCLB）で構成されています。

2016 年 9 月 30 日現在、バークレイズのレバレッジ比率は 4.2% (2015 年 12 月: 4.5%) で、平均レバレッジ比率 4.2% と同水準でした。これは最低要件 3% および段階的に施行された G-SII ALRB で構成されるバークレイズの経過措置ルールに基づく最低要件 3.175% を上回る水準です。また、予想される最終的な最低要件 3.7% をすでに上回っています。

PRA は 2016 年 8 月、レバレッジ・エクスポージャーの数値を算出するに当たって、同じ通貨建ての預金によって見合っている限りにおいて、中央銀行に対する債権を除外することを企業に認める金融政策委員会の勧告を実施しました。定義の修正は今後、企業のレバレッジ比率の最低要件、カウンター・シクリカル・レバレッジ比率バッファおよび追加的レバレッジ比率バッファに関係する義務に反映されるとみられます。企業は引き続き既存のルールでの開示を求められているため、以下に報告するバークレイズのレバレッジ比率および平均レバレッジ比率はこの発表による影響を受けていません。金融政策委員会の勧告は、報告されているレバレッジ比率を約 20 ベーシス・ポイント、平均レバレッジ比率を約 10 ベーシス・ポイント上方に改善させる影響を持つと考えられます。

レバレッジ・エクスポージャー

	2016 年 9 月 30 日現在 (億ポンド)	2016 年 6 月 30 日現在 (億ポンド)	2015 年 12 月 31 日現在 (億ポンド)
会計上の資産			
デリバティブ	4,100	4,450	3,280
現金担保	740	790	620
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	170	200	280
公正価値で測定すると指定された金融資産 ¹	940	890	770
貸付金およびその他の資産	7,290	7,180	6,250
IFRS 上の資産合計	13,240	13,510	11,200
規制上の連結調整	(80)	(100)	(100)
デリバティブ調整			
デリバティブ・ネットティング	(3,730)	(4,020)	(2,930)
現金担保に係る調整	(590)	(640)	(460)
売建クレジット・プロテクション純額	200	190	150
デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー (PFE)	1,430	1,420	1,290
デリバティブ調整合計	(2,690)	(3,050)	(1,950)
証券金融取引 (SFT) 調整	360	180	160
規制上の控除およびその他調整	(160)	(160)	(140)
加重計算されたオフ・バランスシートのコミットメント	1,180	1,170	1,110
レバレッジ・エクスポージャー合計	11,850	11,550	10,280
完全施行ベースの CET 1 資本	432	424	407
完全施行ベースの AT 1 資本	68	56	54
完全施行ベースの Tier 1 資本	499	479	462
レバレッジ比率	4.2%	4.2%	4.5%

¹ 公正価値で測定すると指定された金融資産には、公正価値で測定すると指定されたリバース・レポ取引 780 億ポンド (2015 年 12 月: 500 億ポンド) が含まれています。

レバレッジ

レバレッジ比率は、完全施行ベースの Tier 1 資本が 38 億ポンド増加して 499 億ポンド(2015 年 12 月: 462 億ポンド)となったことにより一部相殺されたものの、レバレッジ・エクスポージャーが 1,570 億ポンド増加して 1 兆 1,850 億ポンドとなったことを主因に、4.2%に低下しました(2015 年 12 月: 4.5%)。

- 貸付金およびその他の資産は 1,040 億ポンド増加し、7,290 億ポンドとなりました。これは主にグループの余剰流動性の現金部分が増加したことによる現金および中央銀行預け金の 420 億ポンドの増加、顧客の取引量の拡大に伴う決済残高の 250 億ポンドの増加、パークレイズ・インターナショナルおよびパークレイズ UK における貸付金の 200 億ポンドの増加、ならびに英ポンドに対する南アフリカ・ランドの上昇を受けたアフリカ・バンキングの売却目的資産の 140 億ポンドの増加によるものです。
- マッチド・ブック・トレーディングの増加を主因に、リバース・レポ取引は 170 億ポンド増加し、950 億ポンドとなりました。
- 未実行の中央銀行貸付ファシリティに対して利用するために事前に手当てした証券の取扱いの変更を主因に、証券金融取引(SFT)調整は 200 億ポンド増加し、360 億ポンドとなりました。
- 圧縮活動、ポジションの売却および取引の満期によって部分的に相殺されたものの、主要通貨が英ポンドに対して上昇したことを主因に、デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー(PFE)は 140 億ポンド増加し、1,430 億ポンドとなりました。
- 主要通貨が英ポンドに対して上昇したことを主因に、加重計算されたオフ・バランスシートのコミットメントは 70 億ポンド増加し、1,180 億ポンドとなりました。

2016 年度第 3 四半期の平均レバレッジ・エクスポージャーの数値は 1 兆 1,950 億ポンドで、平均レバレッジ比率は 4.2%でした。0.175%の経過措置ルールに基づく G-SII ALRB に対して保有する CET1 資本は 21 億ポンドでした。現在、CCLB による当グループへの影響はありません。

株主情報

決算報告スケジュール¹

2016 年度決算報告書および監査済年次報告書

発表日

2017 年 2 月 23 日

為替レート ²	2016 年		2015 年		増減率 ³	
	2016 年 9 月 30 日	2016 年 6 月 30 日	2015 年 9 月 30 日	2015 年 9 月 30 日	2016 年 6 月 30 日 %	2015 年 9 月 30 日 %
期末日－米ドル／英ポンド	1.30	1.34	1.51		(3)	(14)
期末日までの平均－米ドル／英ポンド	1.39	1.43	1.53		(3)	(9)
3 カ月平均－米ドル／英ポンド	1.31	1.43	1.55		(8)	(15)
期末日－ユーロ／英ポンド	1.16	1.21	1.36		(4)	(15)
期末日までの平均－ユーロ／英ポンド	1.25	1.29	1.37		(3)	(9)
3 カ月平均－ユーロ／英ポンド	1.18	1.27	1.39		(7)	(15)
期末日－南アフリカ・ランド／英ポンド	17.83	19.63	20.97		(9)	(15)
期末日までの平均－南アフリカ・ランド／英ポンド	20.92	22.17	18.81		(6)	11
3 カ月平均－南アフリカ・ランド／英ポンド	18.47	21.51	20.08		(14)	(8)

株価データ

	2016 年 9 月 30 日	2016 年 6 月 30 日	2015 年 9 月 30 日
バークレイズ・ピーエルシー(ペンス)	167.80	138.60	244.15
バークレイズ・ピーエルシー株式数(百万株)	16,943	16,913	16,784
バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (旧アブサ・グループ・リミテッド)(南アフリカ・ランド)	151.00	144.08	170.20
バークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド (旧アブサ・グループ・リミテッド)株式数(百万株)	848	848	848

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

キャサリン・マクレランド +44 (0) 20 7116 4943

メディア・リレーションズ

トーマス・ホスキンス +44 (0) 20 7116 4755

バークレイズの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能です

登記所在地

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7116 1000. 会社番号: 48839

登記

Equiniti, Aspect House, Spencer Road, Lancing, West Sussex BN99 6DA United Kingdom.
Tel: 0371 384 2055⁴ (英国内) または +44 (0) 121 415 7004 (海外).

¹ 発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合もあります。

² 上記の平均為替レートは、年初来の日々のスポット・レートに基づくものです。

³ 増減率は英ポンドの情報への影響を示しています。

⁴ 電話での対応は英国の休祝日を除く月曜日から金曜日の英国時間午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとなっています。

注

本書中の「パークレイズ」、「グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2016 年 9 月 30 日に終了した 9 ヶ月間の数値と 2015 年 9 月 30 日に終了した 9 ヶ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2016 年 9 月 30 日現在の数値と 2016 年 6 月 30 日および／または 2015 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンドを表します。

比較数値は、当グループの事業再編を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は 2016 年 4 月 14 日の英文プレスリリースに記載されており、home.barclays/results からご確認いただけます。

特記事項は、業績比較に影響を及ぼす重要項目であるとみなされるものであり、各事業セグメントについて表示されています。特記事項には、収益合計に含まれる当グループ自身の信用度に関連する利益、収益合計に含まれるビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対するパークレイズの持分売却による利益、収益合計に含まれる米国リーマン買収資産に係る利益、収益合計に含まれる教育・社会的住宅供給・地方自治体(ESHLA)の評価方法の修正、営業費用に含まれる確定退職給付負債の一部に係る評価益、営業費用に含まれる売却事業に係るのれんおよびその他資産の減損、訴訟および特定行為に含まれる英国顧客への補償に係る引当金ならびに外国為替に関連するものを含めた進行中の調査および訴訟に係る引当金、ならびにその他の収益／(費用)純額に含まれるスペイン、ポルトガルおよびイタリア事業の売却に係る損失が含まれます。

基礎的な業績への言及では、特記事項による影響額を除外しています。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値はある一時点での最善の見積りおよび判断を反映したものです。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、home.barclays/results からご確認いただけます。

2016 年 10 月 26 日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2015 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所(SEC)に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式 20-F に係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに 2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに SEC に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーはパークレイズの本国ウェブサイトの Investor Relations、home.barclays/results および SEC のウェブサイト www.sec.gov から入手可能となります。

パークレイズは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズは、次の四半期においても全世界の投資家の皆様と当グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934 年米国証券取引所法第 21E 条(改正)および 1933 年米国証券法第 27A 条(改正)の意義の範囲内における、当グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「予想する」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述または利益予想の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、特記事項、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い(配当性向および予定される支払戦略を含む)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、戦略的コスト・プログラムに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、グループ・ストラテジー・アップデート、パークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッドに対するグループ持分の売却、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数、過去の実績ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、将来における特記事項の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則(当グループの将来の体制に関するものを含みます。)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、¹ もしくは 1 以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、2016 年 6 月 23 日に英国で実施された国民投票の結果によって引き起こされるであろう影響およびEUからの英国の離脱により起こりうる英国内および世界的な混乱、戦略的コスト・プログラムの実施、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの複数の影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、当グループの将来に関する記述に記載された計画、目標、見込みおよび利益予想とは大きく異なる可能性があります。当グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、当グループの SEC への提出物(当グループの 2015 年 12 月 31 日終了事業年度の様式 20-F に係る年次報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SEC のウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して英国および米国において適用される法律および規則に基づいた私どもの義務に従い、私どもは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務は負いません。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。

なお、以下の情報は、2016年3月1日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式20-Fによる2015年度年次報告書及び2015年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である※。

1. 事業内容の概要

「パークレイズ・コア」は、パークレイズのコア事業、すなわち、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード、アフリカ・バンキング及びインベストメント・バンク並びに本社及びその他の業務から成る。

「パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング」は、英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング、全世界のウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント及び全世界のコーポレート・バンキングの中核的な要素を併せた業務セグメントである。ノンコア・セグメントに移行された事業には、英国リテール保険引受及びインベストメント事業、ヨーロッパ及び中東におけるノンコア・コーポレート・バンキングの選択された業務並びに一部の長期コーポレート・ローン、海外の一部の地域における現地ウェルス業務、並びに一部の資産運用事業が含まれている。コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメントのうちアフリカにおける事業は、アフリカ・バンキングに移行された。

「パークレイカード」は、クレジットカード、消費者向け貸付、加盟店契約業務、コマーシャルカード及びポイント・オブ・セール（point of sale）金融を通じて、企業及び消費者のニーズに応える国際的な消費者向け決済サービス会社である。パークレイカードは、英国、米国、ドイツ、イベリア及びスカンジナビアにおける業務のスケールを調整した。

「アフリカ・バンキング」は、これまで報告の対象とされていたアフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングが、パークレイカード、インベストメント・バンク、コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメントの一部としてこれまで報告されていたアフリカ全域にわたるその他の事業と併合されたものである。アフリカの本社機能もまた、アフリカ・バンキングに含まれている。これらを含むアフリカ・バンキング事業は、リテール・アンド・ビジネス・バンキング、ウェルス・インベストメント・マネジメント・アンド・インシュアランス及びコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングという3つの主要事業のもとで運営されている。上記の結果、アフリカ事業は、パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド（BAGL）の上場事業体並びにパークレイズ・エジプト及びジンバブエの事業を含んでいる。

「インベストメント・バンク」は、オリジネーションを主としリターンに的を絞ったマーケット及びバンキング事業で構成されている。

「本社及びその他の業務」は、ブランド・アンド・マーケティング、ファイナンス、本社、人事、内部監査、法務及びコンプライアンス、リスク、トレジャリー及び税務並びにその他の業務から成る事業セグメントである。

「パークレイズ・ノンコア」は、パークレイズにとって戦略的に魅力がなく、徐々に撤退又は縮小する予定である事業及び資産を一緒に集めた部門である。

※ 但し、2011年度、2012年度、2013年度及び2014年度の主要な経営指標に関する情報は、2015年5月29日に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書及び各年度の年次報告書（アニュアル・レポート）を出典としている。

2. 主要な経営指標等の推移

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2011年度、2012年度、2013年度、2014年度及び2015年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2015年 (百万ポンド)	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ (注1)					
保険金控除後の収益合計	26,222	25,335	27,954	24,857	32,382
税引前利益	2,841	2,309	2,885	650	5,974
税引後利益	1,238	854	1,308	33	4,046
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	64,105	63,794	61,009	57,067	62,078
資産合計（注2）	1,120,727	1,358,693	1,344,201	1,512,777	1,588,555
キャッシュフロー計算書からの抜粋 データ（注3）					
営業活動からのキャッシュ純額	15,444	(12,091)	(25,282)	(15,121)	28,868
投資活動からのキャッシュ純額	(8,434)	10,661	(22,655)	(6,718)	(1,912)
財務活動からのキャッシュ純額	243	(1,414)	6,260	(1,923)	(5,750)
現金及び現金同等物一期末現在	86,556	78,479	81,754	121,896	149,673
その他					
当期包括利益／（損失）合計	303	3,492	(3,279)	(1,292)	4,840
平均従業員数（注4）	129,400	135,300	140,300	143,700	149,700

(続き)

	当行				
	2015年 (百万ポンド)	2014年 (百万ポンド)	2013年 (百万ポンド)	2012年 (百万ポンド)	2011年 (百万ポンド)
損益計算書からの抜粋データ (注1)					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益					
税引後利益					
貸借対照表からの抜粋データ					
非支配持分を除く株主資本合計	57,524	56,712	52,978	45,300	50,759
資産合計(注2)	1,077,317	1,265,756	1,315,189	1,490,702	1,602,603
キャッシュフロー計算書からの抜粋 データ(注3)					
営業活動からのキャッシュ純額	10,455	(7,862)	(26,356)	(4,256)	26,250
投資活動からのキャッシュ純額	(6,019)	4,066	(24,424)	(9,286)	(475)
財務活動からのキャッシュ純額	617	(1,012)	6,650	(4,264)	(4,215)
現金及び現金同等物一期末現在	66,938	60,728	66,355	107,664	128,572
その他					
当期包括利益／(損失)合計					
平均従業員数(注4)					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2011年度、2012年度、2013年度、2014年度及び2015年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2013年度及び2012年度の当グループ及び当行の比較数値は、IAS第32号(改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度の当グループの比較数値は、IAS第32号(改訂)及びIAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度の当行の比較数値は、2015年5月29日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注3) 2013年度の比較数値は、IAS第32号(改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2012年度及び2011年度の比較数値については、修正再表示した数値がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2015年度年次報告書において開示されていない。上表に掲載されている2012年度及び2011年度の比較数値は、2015年5月29日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注4) 当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード & プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 28 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成28年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご確認いただくリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者や、本債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあること。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があること。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および対象銘柄の株価水準の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

中途売却リスク

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性（換金性）が

低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却を受け付けていないこと。

元本リスク

本債券は、期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の対象銘柄の株価が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金でなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動すること。

想定損失について

本債券は、対象銘柄の株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上